

宗門人別送り状の成立

——引越事例の検討を中心に——

五 島 敏 芳

はじめに

一 宗門人別送り状の手続きと機能

1 案書の発見

2 手続きについての補足

3 送り状の機能

二 宗門人別改め制度確立前の引越・縁付

1 武州小川村の場合

2 信州北佐久の場合

3 小括

三 身元保証のあり方の変化

1 前提・背景

2 「嚙成者」の内容

3 請状・寺請状・送り状の各位置

おわりに

はじめに

かつて浅井潤子氏は、「どこの農村文書でも宗門人別に関する加除証文は、かならず何通かは含まれている」と述

宗門人別送り状の成立（五島）

べた。^① 氏の言う「宗門人別に関する加除証文」とは、具体的には次のような文書であろう。

【史料二】^②

「送一通」
(包紙)

下藤沢村

① 送り一札之事

② 当村組頭多七孫

一、濱次郎

当辰拾八才

③ 右之者儀、其御村貴殿借家」渡世引越罷在候処、相違無御座候、「然上者、右借家中当村宗門人別」相除キ可申

候間、以来御村方宗門」人別御帳面ニ御書載可被成候、為」後日送り一札仍而如件

江川太郎左衛門支配所

安政三辰年三月

⑤ 入間郡下藤沢村

⑤ 名主 儀 平 次^④

同州多摩郡小川村

⑤ 御名主衆中

文書に付した丸番号に対応させて特徴を示せば、次の通りである。①しばしば柱題に「送」の字が含まれる。②人名・続柄・年齢・宗旨などの対象者情報が記される。③縁付き(縁付)・引越し(引越)など「送」る理由の説明がある。④宗門人別の加除記載がある。⑤差出が名主・組頭など村役人またはその肩書を持つ者であることが多い。

⑥宛先も名主・組頭など村役人であることが多い。

本稿で扱う「宗門人別送り状」とは、右のような文書を指す⁽³⁾。それは、浅井氏が評されるように、ごくありふれた近世史料として知られている。①～⑥の特徴は、地域や文書群の個性の如何を問わず、およそ共通の要素と設定できよう。

単にありふれた存在であるだけでなく、宗門人別送り状は、近世史研究や歴史人口学の中で補足的に利用され、また個人史や通婚圏の分析等の主要な素材として利用されてきた。にもかかわらず、宗門人別送り状に関する既存の説明は、けっして多いとはいえない⁽⁴⁾。そもそも宗門人別送り状が、どのような機能を持ち、どのように形成されてきたか、という点には、殆ど注意が払われてこなかった⁽⁵⁾。その理由は、おそらく多くの研究が対象とした時期において宗門人別送り状が自明の存在であったからであろう。あるいは、宗門人別改め制度の成立にともない、人の移動に関しても法制的に整備されたものとして、宗門人別送り状は当然存在すると考えられてきたためかもしれない。

ところで宗門人別改め制度については、次のような時期区分が定着しているよう。すなわち、寛文期は宗門人別改め制度の確立、享保期は全国人口調査の創始、寛政期は顕著となった農民離村離農・都市流入の抑制のため帰農奨励と戸籍制度の強化、天保期は農村人口流出取締りと流入分都市人口を農村へ送り返す人返し策に対応した人別改め制度の改正、という四つに画期を置くものである⁽⁶⁾。しかし、一般的に宗門人別改め制度の確立期と言われている寛文末に、いわゆる宗門人別送り状を見出すことができないのだ(後述)。とすれば、先述の宗門人別送り状の形成過程には、もつと注意が払われてもよい。宗門人別送り状の機能についても然り、である。

本稿では、宗門人別改め制度の成立ないし確立以前における百姓の引越・縁付のあり方について、筆者の知る限りのわずかな事例から検討をおこなう。それにより右の問題への解答の手がかりを探ることにしたい。

一 宗門人別送り状の手續きと機能

先に掲げた宗門人別送り状の一例により、その基本的な要素は確定されるだろう。次に宗門人別送り状の手續きと機能について確認しておきたい。右については既に自明のこととの誇りを免れないが、本稿の課題からは必要な前提作業である。さしあたり先学の成果を眺めることから始めよう。

1 案書の発見

冒頭に引いた浅井氏の言を含む成果は、宗門人別送り状に関する先行研究として重要である。氏は、信濃国安曇郡穂高町村の世襲庄屋小川家文書の整理を通じて、残存する送り状とはほぼ同数に近い「案書」が残存するという史料学的な現象に注目した。その結果、送籍に際し、さらにいくつかの手續きを付け足すことができ、少なくとも松本領・諏訪領・飛騨領においてこの形式が見られる、と報告する。

内容を簡単に紹介すれば、以下の通りである。A「下書」が送籍側村の書式に基づき認められて送られ、B転住先村で「案書」といわれるその村独自の書式用例を、先に送付されてきた「下書」と共に送り返し、C送籍側村で改めて転住先村の「案書」に基づく正式の手形が発給される。

おそらく右のような「案書」は、これまで下書や控などに紛れ見過ごされてきたことだろう。その機能を見出し正確に位置づけたことは、「案書」の発見として、もっと評価されてよい。特に、送り状類を大量に含むような文書群の整理の際、注意すべき点が示されたともいえる。

このモデルに異論は唱えないが、いくつか検討を要する課題は残っていると考える。例えば、二度手間ともいえるこの手続きが遠隔地との間に実際におこなわれたかどうか、また、ある程度の交流がある村同士で両村において、それなりの文書管理がおこなわれている場合、一度既に送られている「案書」があれば、それを送籍側の村の中で先例として参照し、「下書」及び「案書」の送付を省略する可能性があるのではないか、といった点である。つまり、浅井氏が示したモデルは、あくまで丁寧な手続きとして評価すべきであろう。

右の知見をふまえ、氏はさらに厳密さを宗門人別送り状の手続き全体に拡大してもいる。⁽⁷⁾氏は、村役人間に、宗門請合手形、許可の請取手形・証文、宗門人別差除証文、宗門人別差加証文の四通、檀那寺間に、宗旨送手形、寺送請取手形、離檀証文、宗門差加手形の四通、計八通がそれぞれ取り交わされるはずだと述べる。同時に、実際には各四通の内容文言を各二通にまとめて取り交わす村々が多い、とも述べる。前者の主張が、やはり丁寧な手続きのモデルでしかないことは、後者に自ら述べられた実態から明らかである。氏が前者のモデルを「正式」とする判断の妥当性も、後者の実態が示していることを加えておく。

2 手続きについての補足

送り状のやりとりの実際において、丁寧な手続きを経ない場合が多い可能性は、次の文書が示唆している。

【史料二】⁽⁸⁾

縁付送り返書

一、御支配下喜平次殿姉當村平八妻ニ内縁」仕、引取申候ニ付、送り書被遣、得其意申候、」当春宗門御改方此元

帳面ニ書載可申候、「爰元江引取候上八平八宗旨山口村禪宗」 金昌寺旦那那ニ罷成申候、為念如件

上田領新町 庄屋

寶曆拾年辰正月

作左衛門 ㊦

同所 組頭

傳 蔵 ㊦

佐久郡五郎兵衛新田村

御名主 所左衛門殿

御与頭 藤兵衛殿

追啓申上候、其御地喜平次殿宗旨寺御書付被遣「可被下候、此方御上江願書ニ書入候ニ付、乍御せ話」 寺名御書付可被下候、

この文書は、信州五郎兵衛新田から上田領新町の者に嫁いだ某女をめぐる送り状の返書である。傍線部は、対象者の旦那寺の書付を送ってくれるように、という主旨を語る。その理由は、二重傍線部によれば、領主への願書に書き入れるためである。つまり、五郎兵衛新田側からの送り状に宗旨情報の不備があり、それを補う寺名入りの文書が要求された。この時、あらためて送り状が発給されたわけではないだろう点に注意しておく。それは、「追啓」以下の文脈から想像でき、差出の捺印の存在が返書を本書として機能させている点から明らかであろう。

右の件に関わる案書は、五郎兵衛新田に現存する文書の目録を繰ってみても見出せなかった。この事例に限らず五郎兵衛新田における他の縁付・引越等の事例に案書やそれに類するものは見出せない。文書目録作成時の観察不足と

判断するよりはむしろ、手続きの省略が発生していたと見るべきであろう。右の事例が示すように、例えば領主の違いによる手続きの多様性は個別対応で解決されていた可能性が高い。必要最低限の条件さえ満たせば他の差異は捨象でき、その条件あるいは省略部分はやりとりをする村の組み合わせにより変化しよう。何より、これまで案書が見落とされてきた事実は、案書を含む送り状のやりとりのモデルが必ずしも一般的ではないことの証左であろう。

さて、丁寧ではなく、多様な手続きのあり方があるとすれば、何が最大公約的な手続きの要素となるだろうか。実は本稿で示してきた史料一・二が、既に基本的な手続きの要素を示している。それぞれ、(イ)送籍側村の送り状の発行、(ロ)転住先村の返書の発行、の二つである。

送り状の手続きが整備され各地で共有された後は、複数の文書群にわたり(イ)(ロ)における各文書が偶然揃っている事例を見出すこともある。史料一・二と同種の文書で煩わしいが、縁付の一事例を次に掲げる。

【史料三】

(包紙)

送り書

五郎兵衛新田

送り書一札之事

印 当村六右衛門娘ろく、其御村方茂兵衛「方江縁付候ニ付、則送り書差遣候、以来」御村方御帳面江御加へ可被成候、仍而如件

天保三辰八月

五郎兵衛新田

名主

所左衛門

矢嶋村

御名主

清右衛門殿

〔史料四〕¹⁰⁾

縁女送り返書之事

印一、其御村方御百姓六右衛門殿娘ろく、「当村百姓久太郎妻ニ縁談相整、依之」送書被遣候ニ付、当村宗門人別帳江書」載可申候、為念送返書仍而如件

矢嶋村

名主

清右衛門^印

天保三年辰八月

五郎兵衛新田

御名主

所左衛門殿

この二つの史料は、それぞれ宛先の村に伝存し、(イ)(ロ)両方の手続きが完遂していることが知られる。同時に右の史料は、両手続きの詳細を知るための痕跡をも残している。それは、一つ書上の割印の存在である。それぞれの割印の片方は、送り状や返書に関わる記録類に残存したはずである。その記録類は、送り状の下書ないし控の帳面(しばしば横長の帳面である)として独立している場合もあれば、御用留や役用日記など他の記録の中に存在する場

合もあつたようだ。右の事例に登場する五郎兵衛新田と矢島村は、後者の場合と見てよい。両村は、当時それぞれ幕領と岩村田藩領という領主の異なる隣村同士で、手続きを異にする可能性もあるが、両村に伝存する文書群中に独立した送り状の控帳類は見出せない。はたして五郎兵衛新田に残る当時の御用留には、次のように書き留められていた。

【史料五】⁽¹⁾

六右衛門伊娘矢しま茂兵衛 方江送り遣ス

八月一日

上半分の割印は、史料三の割印と合致する。御用留の年代記載を信頼すれば、月までしか記さないことの多い送り状の処理時日が確定できよう。史料五の場合は送り状の片割れを短文とする例であるが、もちろん送り状や返書の文面がそのまま写されることもある。五郎兵衛新田の御用留の場合、送り状等の文面が控えられるか否かは、相手村との地理的距離や関係の緊密度によっておよその区別があるらしいが、それも各事例の事情によるようである。また、五郎兵衛新田の御用留を繰ると、次のような例もある。

【史料六】⁽²⁾

覚

一、久右衛門伊女房、先年小諸下女名前三而参り居候処、此度送り書持参三付、同人女房与相改申候、

弘化四未正月

宗門人別送り状の成立(五島)

対象者の記載の上に押された割印は、五郎兵衛新田の役人が発行した返書のものであろう。縁付のため既に来村していた女が「下女」の肩書で事実婚となっていたこと、今回送り状を持参してきたため「女房」の肩書に改めたことが知られる。⁽¹³⁾ 肩書とは宗門人別帳での肩書を示すもので、その変更の契機が返書の発行であることは興味深い。他に、送り状が当人の持参により通送されること⁽¹⁴⁾をうかがえる点は注目できる。

一方、送り状の下書ないし控の帳面が作成される場合は、およそ次のようなものであった。

【史料七】⁽¹⁵⁾

養子送り請取書之事

平原村

源助殿倅

一 仰禪宗正眼院旦那

仙右衛門

当巳廿二才

右之者、町方銀五郎方へ養子及内縁候」ニ付、当宗門御改方其御村方人別」被成御除帳候条、送り書之趣、致承知候」則町方人別ニ書載、養父同宗耳取村」禪宗玄江院旦那ニ取斗可申候、為後日」養子人別請取書仍而如件

荒町

庄屋

安政四丁巳年

柳田五兵衛

柏木村 正月

御名主

小山八左衛門殿

対象者の宗旨記載上に見える割印は、宛先の柏木村に伝存したであろう本紙にある割印と、やはり合致するはずである。この事例の場合、「人別送り書控帳」という横帳が作成され、その中に送り状や返書の下書ないし控が書き留められた。この帳面の中には、下書ないし控に限らず各件についての諸々の記録も含まれることはいうまでもない。以上から、下書ないし控、あるいは関連記録の作成と、それと本紙との間に印を押すという手続きの詳細が明らかである。その他の手続きも含めてまとめれば、後掲図1に示すことができる。

次に、離縁・不縁時の手続きについても確認しておく。先の(イ)(ロ)に続ければ、(ハ)送り状・返書の返還・無効化、とまとめることができる。これも詳しくは二つの過程が存在する。うち一つは次の文書が語ってくれる。

【史料八】⁽¹⁶⁾

差遣申一札之事

当村彦右衛門娘、其御村熊蔵方へ内縁有之候處、此度離縁相成、右送り書持参仕候處、返書之義者其節名主引受、一圓相見へ不申候様被申、依而私方縁女引取書附差出申候、已上

牧布施村

名 主

天保十五年八月

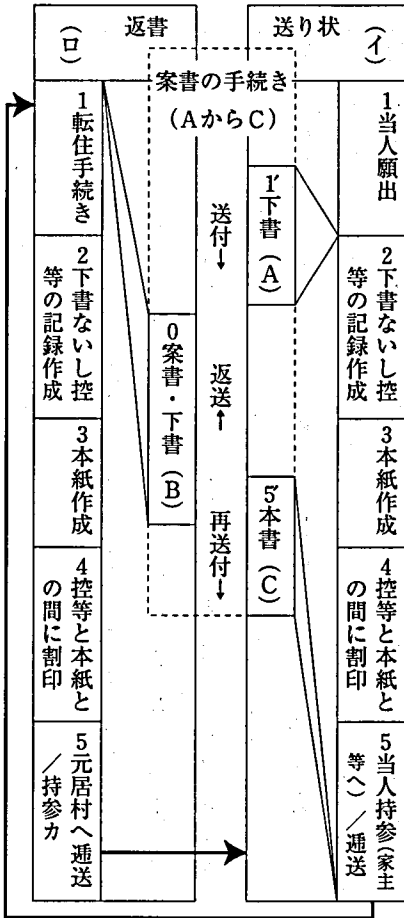
五郎兵衛新田

御名主衆中

宗門人別送り状の成立(五島)

右は、牧布施村から五郎兵衛新田へ縁付によって送られた女が離縁になった際、五郎兵衛新田へ出された送り状を返しに持参してくれたが対応する五郎兵衛新田発行の返書が見当たらないので代わりの一札を出すという内容である。送り状を持参した者は縁女当人である可能性は否定できないが、返書の引き取りを想定していることから五郎兵衛新田側の関係者が出向いていることは間違いない。ちなみに牧布施村は五郎兵衛新田の隣村ではないがほど遠くない距離（西約二・五㎞弱）にある。傍線部に注目すると、離縁の際には転住先にある送り状と転住元にある返書を相互に返還すること、送り状・返書類は年番などの担当名主の保管によること、が指摘できる。後者の留意点は、離縁・不縁時の議論から外れるが、村方文書における送り状・返書類の位置を示している点で重要である。共有文書の引継ぎ条件（容器の大きさ等）にもよるが、共有文書に送り状・返書類が見出せず、同村の村役人文書に伝存する、といったケースを説明できる。送

図1 送り状と返書の手続きの詳細



り状・返書類が、共有文書化する文書に比べ軽視されていた可能性がある。離縁時に返還が予想され保管が前提される文書でありながら、代替文書で済む宗門人別送り状の制度は、制度自体が当時形骸化していることを示す。しかし、手続

きとして（ハ）の過程が必要であることは、史料八の存在自体があらわしている。
もう一つには、次の文書を挙げる。

【史料九】⁽¹⁷⁾

送一札之事

村方庄八伴重次郎、其御町方林之助殿方江養子縁段相整：（本文中略）

文政七申年三月

五郎兵衛新田

名主 所左衛門〔印〕^(破り取り)

組頭 文之丞 〔印〕

小諸荒町

御名主衆中

この送り状が伝存したのは、宛先の小諸ではなく五郎兵衛新田である。文書が発行された後に失効したことは、宛先の小諸荒町に伝存する返書の存在と、押印部の破り取りから明らかである。五郎兵衛新田から小諸へ当人が移動した後に何らかの事情で破談となり、五郎兵衛新田からの送り状が返還されて伝存した例と考える。ここで重要な点は、返還された送り状は、押印の破り取りなどで無効化される点である。

史料八・九により（ハ）の手続きには、1 転住先の送り状・転住元の返書を相互に返還し、2 それら送り状・返書を無効化する、という過程が存在するといえる。

3 送り状の機能

ここで宗門人別送り状の機能について言及しておく。これまで一般性があると思われる(丁寧ではない)事例を挙げ、そこから手続きのおおまかなまとまりを抽出し、またいくつかの手続きの要素を追加できた。これらの手続きと各事例によれば、宗門人別送り状の機能は宗門・人別を送ることに¹⁹⁾尽きる。具体的には史料一から導いた要素④——宗門人別帳類への記載の加除として実現していた。その記載の加除の担い手は、同じく史料一の要素で言えば⑤・⑥の村役人であった。

宗門人別送り状が必要とされ維持された理由は、宗門人別帳類への記載が百姓の所属ひいては存在を証明する根拠という認識や、その認識の百姓間における共有によるだろう。また、送り状の手続きの担い手を村役人とする理由は、端的には村の負担すべき年貢の確実な納入のため村役人が村の構成員かつ年貢の公的負担者たる百姓の行動を把握せねばならなかった、と説明できよう。

たしかに人別帳については、寛保二(一七四二)年に「人別帳にも不加他之ものを差置候もの」への罰則規定が明示されている。²⁰⁾その第一判例に、正徳三(一七一三)年六月の例が掲げられ、文中「宗門人別帳にも不載、右御代官申付を背、不届」とある。少なくとも寛保頃までには、宗門人別帳や人別帳への記載のないことを「不届」とする認識が、百姓ないし領主の間で共有されていたといえる。

しかし、宗門人別帳類への記載についての認識が既に明確に共有されるようになった時期(宗門人別改め制度確立後)において、宗門人別送り状の内容が必ずしも宗門人別帳類に反映されていたわけではない、という指摘もある。²¹⁾これは、送り状のやりとりそのものを目的化していた可能性として理解できなくもない。また、送り状の文面や手続きにもかかわらず、送り状に別の機能や価値があったと考えることもできよう。

二つの可能性をふまえて仮説を述べるとすれば、以下のようなになる。すなわち、宗門人別送り状には単体で宗門人別帳類への記載とほぼ同等な機能が潜在しており、それ故に送り状のやりとりのみで宗門人別帳類への反映を欠く場合があつた。つまり、居村を除帳された本人が持参する点で信用度が低いと見られうる宗門人別送り状であっても、その送り状が本人の身分・所属などを証明する保証書の機能を果たした。その機能は、宗門人別帳類への記載を当然とする意識の形成過程において、じよじよに潜在化していった。

宗門人別送り状は、項初に述べた機能を考えれば、宗門人別帳類への記載を当然とする意識とともに形成されるはずである。同意識の形成前には、送り状ではなく存在証明の機能を持つ別の文書が存在したとも想像できる。その文書こそ送り状の淵源となる文書であろう。

そこで、宗門人別送り状によつて実現する現象と同じ現象——引越・縁付について、宗門人別改め制度が確立する前の時期に遡つて検討する。本稿のはじめに述べた疑問をも想起しつつ、早速いくつかの事例を眺めていきたい。

二 宗門人別改め制度確立前の引越・縁付

しかしながら、宗門人別改め制度確立前、具体的には遡つても寛文期より前の引越・縁付を伝える史料は、筆者の知る限りは少ないように思う。稿初にわずかな事例と断らざるをえなかつた理由は、この史料制約にある。故に事例のフィールドは、当面二つの地域に限定される。一つは武州多摩郡小川村であり、一つは信州北佐久の三ヶ村（五郎兵衛新田・矢島村・平原村）である。順に各フィールドの事例を検討していく。

1 武州小川村の場合

いわゆる武蔵野新田の開発よりも前に開かれた小川村には、開発人小川家の文書が伝わる。その小川家文書の中には、同家が幕府代官へ願出て開発が許可された明暦二(一六五六)年以來の、入村関係文書が残る。まず小川村成立時の、入村する側の関係者が出した一札を次に挙げる。

【史料一〇】²³⁾

指上申一札之事

- 一、此半右衛門・善左衛門・長左衛門と申者、「小川新田へ罷出度と申ニ付、」拙者證人罷立出申候、此者如何」
- ニも慥成者ニ御座候、若以來」御公儀様御法度相背申候歟、」又ハ少成とも悪事於仕ニ者、其」者之儀者不及申
- ニ拙者共迄」何様之曲事ニ被仰付候共、少も」御恨存間敷候事
- 一、此者何方方もかまい無御座候、若」自横合かまい申者御座候者、」證人之者共、何方迄も罷出、申」わけ仕、急度埒明可申候、少も」御六ヶ敷儀、掛中間敷事
- 一、屋敷御割被下候間、何時成共」御意次第、家作り越可申候、若」其時分明置申候ハ者、右之證人」之者共、急度家作り為越可」申事
- 一、御傳馬次之新町ニ御座候間、銘」馬持、御公儀様御役才、又ハ町次之諸役に相つとめ可申候、若少」成とも相背候者、所を御はらいニ」成とも、少も御恨存間敷事
- 一、此者宗旨之儀者、從代」真言ニ而」御座候間、御法度之きりしたん」宗門ニ者無御座候、若御法度之」宗旨と申者御座候者、拙者共」何方迄も罷出、急度可申わけ候、」則寺請狀拙者取置持申候

右之條々少も為相背申間敷候、若於相背者此一札を以、「御公儀様江被仰上、拙者共」何様之曲事ニ被仰付候共、「一言之義、申上間敷候、為後日」之一札指上申仍而如件

明曆貳年

申ノ十一月五日

下畑村越人 半右衛門 ㊦

證人 平左衛門 ㊦

同 七郎兵衛 ㊦

同所越人 善左衛門 ㊦

證人 太郎右衛門 ㊦

同 六郎左衛門 ㊦

同所越人 長左衛門 ㊦

證人 六左衛門 ㊦

同 三郎右衛門 ㊦

名主 二郎左衛門 ㊦

小河九郎兵衛様

この文書の概要は、次のように把握できる。(一) 柱題は一般的な証文にしばしば見られるものと同じ。(二) 一ヶ条目に、当人が引越を願うので(文書の作成者らが)証人に立つ、当人は「儲成者」である、公儀法度に背いた場合や当人が「悪事」をした場合、証人とも処罰されても恨まない、といった旨を記す。(三) 二ヶ条目に、当人に「かまい無」く、「かまい申者」が居た場合、証人が釈明する、と記す。(四) 三ヶ条目に、屋敷地の手配に対し、何時で

も家作する、また家を明けない、明ける際は証人が家作し引越する、と約束する。(五) 四ヶ条目に、伝馬役があるので馬を所持し、公儀・町の諸役を勤め、背けば「所を御はらいニ成」つても恨まない、と述べる。(六) 五ヶ条目に宗旨を説明し、キリシタン宗門ではないことを強調する、「寺請状」は証人が所持している、とする。(七) 差出は、当人・証人の各セツト、および名主が最後に判を捺している。(八) 宛先は、新田開発人たる小川家当主となっている。

右の文書では、差出に「越人」として入村者三名を確認できるが、彼らに関わる宗門人別送り状は一万点を超える小川家文書に全く残されていない。小川家文書における史料一のような典型的な宗門人別送り状は、かなり時代が下ってようやく見出される。史料一の特徴と史料一〇の概要とを、それぞれ比べれば次の通り。①と②は柱題の存在という点のみ一致する。③の対象者情報が②(六)の文中に説明され、⑦の差出としても登場する。③の事情は②に述べられる。④に相当する記載はない。⑤の差出は必ずしも村役人ではない。⑥の宛先も村役人ではない。②の対象者情報として年齢や統柄などを記さず、二重傍線部のように「慥成者」と記す点、⑥の傍線部の寺請状を証人が所持している点、この二つの留意点は、のちの送り状のやりとりと異なる点として特に繰り返して強調しておく。

史料一と史料一〇は、そもそも比較自体が無謀と言えるほど、その間に大きな隔たりを持つ。史料一〇は、送り状というよりもむしろ奉公人請状の類を想起させる。小川村において史料一〇のような文書は、村の成立時に限らず多く残存し、殆ど定型的な文面・書式を持つ。この定型性は、この文書を小川村に固有の文書とする可能性も示す。

【史料一〇】⁽²⁴⁾

乍恐口上書を以御訴詔申上候御事

一、小川新田村ニ南条小兵衛様御所持之百姓屋敷三ヶ所御座候所ニ去年御死去以後誰様御支配共知れ不申候、然
ニ付、御屋敷守之助左衛門と申者、伊豫之國ヲ妻子共ニ御呼下シ、数年御置被成候、此度組頭并五人組拙者方
へ申候ハ、地主誰様共組之者へ御断も無御座候処ニ遠國之者と五人組ニ組相申儀迷惑之由達而申候ニ付、南条
平八様へ承候へハ御親父様方助左衛門ニ被下候と御申被成候、左候ハ、小川新田村百姓なミに御請負之御手形
可被下由申上候得共、御承引無御座候、且亦助左衛門ニ御手形申請相渡シ候様ニと達而異見申させ候へハ、却
而拙者方へ難題申懸、我俣成儀申、一切埒明ケ不申候、当新田村百姓ニ有付申候者、縦近在方罷出候者にても
請負手形取不申候者ハ老人も無御座候、御慈悲ニ助左衛門御 召出、百姓なミニ請負手形相渡シ申様ニ被為
仰付被下候者、雖有可奉存候、仍如件

武州小川新田村

名主

元禄六年酉式月廿一日

市郎兵衛[㊦]

御代官様

この文書では南条家なる家が登場する。いま筆者は同家の詳細を知らないが、文中の表現からは武家のようで、小川村の地には武家の所持地もあったらしい。右の文書によれば、同家の代替わりに際し同家所持地とその屋敷守をめぐって問題が生じた。同家の先代当主が所持の百姓屋敷に伊予国出身の屋敷守を置いていたが、その屋敷守は同じ五人組となるべき周圀の百姓に何も挨拶をしなかったため、周圀の百姓が同じ組合となることを「迷惑」と名主（小川家）へ申し出た。その後、南条家は小川村の土地を屋敷守に与えて手放したが、屋敷守に他の小川村百姓同様の「御

請負之御手形」を出させることを拒み、屋敷守も「御手形」を出さない。そこで屋敷守に対し他の百姓同様「請負手形」を出させてほしい、と代官へ訴えている。

まず最初の傍線部には、単なる屋敷守としてではなく伊予から妻子を呼び事実上村民として生活しはじめた、しかし組合へ「断」をしなかった助左衛門らへ向けられた視線が表われている。自らの立場を明らかにする「断」さえあれば、「遠国之者」でも周囲の信用を獲得しえたことを示すようで興味深い。そして注目すべきは、二つ目の傍線部である。小川村に入村する百姓は、どんなに近くからの者でも「請負手形」を出さない者はいない、という。開村後四〇年近く経った元禄六(一六九三)年時点では、入村者に「請負手形」の提出を求めることが定着していたことが知られる。先の「断」には「請負手形」の提出も含まれるかもしれない。

そもそも小川村の開発には、例えば当初水の確保が困難で玉川上水からの分水の許可を得て分水路を開鑿する等、小川家の苦労や私財の投資をとまなう経緯がある。⁽²⁵⁾村としての存立が不安定な状況において入村する百姓を確実に定着させるため、村民を「請負」う雇用契約のような契約が村のオーナーたる小川家と入村者との間に結ばれることになり、その契約状が史料一〇のような「請負手形」、つまり入村請状だった、といえるのではないか。小川家の入村者への要求項目が明確ならば入村請状の文面・書式は小川家側で用意したとしても不思議ではなく、入村請状の定型性やその持続は肯げよう。ちなみに入村者の出身村に注目すると、支配領主に特定の傾向はなく、入村請状の文面・書式が領知の違いによる制度的な条件に左右されていないことを知る。ただ、このような入村請状は、文面・書式の個性はともかく、少なくとも小川村と同じような新田村なら想定できよう。

定型的な入村請状の提出が慣習化していたとはいえず、時期的な変化が皆無だったわけではない。

請狀之事

一、此庄兵衛、今度小川新田へ罷出度と申候間、「儘成ものニ御座候ニ付、我才證人ニ罷立、貴殿へ」支配之百姓ニ有付申候、此もの御公儀様御「法度之儀ハ不及申ニ、御年貢御役才町なミ諸法」度不依何事ニ、少も相背かせ申間敷候、若遅滞「仕候か、又者悪事成義仕候ハ、何時成共此方へ」御返シ可被成候、早速請取我才共急度埒明可」申候、貴殿へ少も御苦勞かけ申間敷候、此もの「何方も一切構無御座候、若構申候もの御座候ハ、」何方迄も此證人罷出可申わけ候

一、此もの宗門之儀ハ、代々真言宗にて延命寺印と」申菩提所ニ而御座候、自今已後者其許之」寺を永代菩提所ニたのミ可申候、若御法度」之宗旨と申もの御座候ハ、我才共罷出、急」度申わけ可仕候、不依何ニ其方へ少も口難」かけ申間敷候、為後日仍而如件

延宝貳年

寅ノ四月廿八日

大沢入村

人主 市左衛門[㊦]

庄や 善左衛門[㊦]

大沢入村

組頭 五右衛門[㊦]

同村

證人 太郎左衛門[㊦]

小川新田

小川市郎兵衛様

右は延宝二(一六七四)年の入村請状だが、一見して文面・書式が史料一〇と異なることに気がつくはずである。いま掲げた文書では二ヶ条構成となっており、一ヶ条目に史料一〇の(二)・(三)・(五)一部が、二ヶ条目に同(六)がそれぞれ包摂された形になっている。開村から二〇年弱を経て村の存立が不安定になる状況が解消されたのか、入村者は確実に定着していたらしく、(四)の記載は消えている。この時点で、入村請状における開村時の、ひいては小川村の特殊性は、いくぶんか捨象できよう。この文書の主旨は、入村者が年貢諸役を勤められ悪事に関与しない「慥成もの」であり(二重傍線部)、問題が発生した際また宗旨の証明は証人が請け負い、新田開発人小川家なしし村へ迷惑をかけない、という点にある。これらの諸点が入村請状一般に見られる共通点と予想しうることに留意しておく。

史料一〇と同一二の個別の比較だけでなく、開村時から享保初め(一七二〇年代)まで時期を拡げて入村請状の変化の概略を確認したい。別掲の表は、特に箇条構成・差出・宛先の変化を集計したものである。

まず、全体の件数の変化としては、一六五〇年代・六〇年代が最も多く、次いで一六八〇年代が比較的多い。元号毎に集計した場合、寛文・延宝期が最多で、開村時の明暦期、元禄前後の件数と続く(入村者数でみれば開村時が多くなる)。

次に、請状の内容の変化を見る。箇条構成に注目すれば、史料一〇のような五ヶ条構成の請状は明暦から寛文まで確認でき、寛文期以降箇条構成は多様になっていく。特に寛文末(一六七〇年代)以後は史料一〇のような五ヶ条構成は見られなくなる。寛文一〇(一六七〇)年に小川村の名主が交替しており、その影響は考えてよい。ただ最初の名主の時期に既に箇条構成の多様化が起こっており、開村直後と寛文期の入村のあり方を同一に扱うことはできない。請状の様式の多様化は、入村のあり方・内容に規定されたものだろう。小川村の入村請状は、いずれ三ヶ条・二ヶ条

表. 小川村伝存の入村譜状の変化

時期	元号 (年間)	計 (通)	箇条構成あり (ヶ条)					同なし	不明	差出					宛先			
			5	4	* 3	* 2	*			当人	名主 (兼)	組頭 (兼)	祖先証人	名主	組頭			
1650~	慶安 (2)	0																
	承応 (3)	32	0	23		1	1	23	19 (7)									
	明暦 (3)	25	6				1	7	3 (1)	1								
1660~	万治 (2)	7																
	寛文 (1)	35	0	16	7	3	1 2	4	2	32	7 (7)							8
	寛文 (9)	35				2	2	4	3	4								3
1670~	延宝 (3)	9	4			1	3	1	1	3	3							1
	延宝 (7)	5																
	延宝 (1)	1				1				1	1							1
1680~	天和 (3)	2					1	1		1	1							
	貞享 (4)	10	6		1		1 2	※1 2		1	2							2
	元禄 (2)	1					1			1	1							※1 ※1
1690~	元禄 (10)	8	8			3 1	2 1	1		4	3	5 (1)						3
	元禄 (4)	4																1
	宝永 (6)	2	1					1			1							1
1710~	宝永 (1)	0																
	正徳 (5)	3	2			1		1		1	1							1
	享保 (4)	1	1															1
		99	45	7	1	10	3	4	11	13	5	77	38 (15)	14 (1)			20	6

注) 1. 武州小川家文書B-2「入村者・離村者」に分類されている入村譜状類(-1~103)のうち99件を典拠とした。
 2. 「箇条構成あり」には、「5」~「2」ヶ条の各ケースがあり、うち「*」とは、一つ書の箇条のみで末尾に「右之条々…」等の文が抜か
 ない場合を指す。他は箇条以外に末尾の文がある。
 3. 「箇条構成あり」の「不明」とは、前後欠等により箇条構成が不明なことを示す。
 4. 「差出」の「兼」は、「それれ」等肩書のうち「証人」「請人」等の肩書も兼ねている場合を示す。
 5. 「差出」の「祖先証人」とは、入村先である小川村の者が証人に含まれる場合を指す。
 6. 「※」を付した事例(1件分)は、岡村井口家文書混入分のため小川村への入村譜状ではない。しかし、小川村の入村譜状に固有の傾向が
 ある場合、その傾向とのズレを測る指標として取って置かれている。

のもの、簡条構成をとらないものに収斂されていく。なお、簡条内容の変化は、史料一〇と同一二の比較から得た傾向がほぼ妥当であったことを述べておく。

入村請状の差出に注目すると、まず元禄頃まで入村者本人が署名する点を特徴としてよい。史料一〇の(二)の文章は証人の言によって入村者を「慥成者」としていると理解できるが、村民となることを「請負」うのは入村者本人であるためだろうか。本人と証人に加え、名主・組頭ら村役人が署名することもある点は、既に史料一〇で確認している。うち、名主・組頭らが証人・請人の肩書を兼ねる場合が、明暦・寛文期に多く、元禄期に一件だけ数えることができた。特に寛文期の名主署名は、全て証人・請人の肩書を兼ねる。このことは、少なくとも寛文期まで必ずしも名主・組頭らが村役人の立場で署名に臨んでいるわけではない、証人としての連署が第一義的であった可能性を示す。村役人の肩書は最も信用がおける者として記されたと考えられる。それが時代を下るにつれ見られなくなることは、村役人としての署名が意識され始めた可能性を示すだろう。この変化の可能性の一方で本人の署名があまり見られなくなることに留意しておく。差出でいま一つ注目しておきたいのが、小川村の者が証人に立つケースについてである。これは明らかに寛文期に集中している。当然ながら開村時にはなく、他の時期では各時期毎の合計に比例して散見され、それも元禄期を下ると見られなくなる。これは、既に小川村で居住している者の紹介なくして入村できなくなっていたことを推測できる。小川村は天和頃までには殆ど開発が終わっていたため、環境条件から考えても入村は制限されていく可能性があるだろう。小川村の証人が見られる貞享三(一六八六)年の入村請状で「小川新田に罷出、商仕度と望申」す者に対し「新規水呑御置候儀、御法度之由」ではあるが入村を認められた例がある。幕法の原則に加え、村による何らかの規制の存在を想像させる。ただ、寛文期の小川村証人を含む事例は、入村者の親である場合が多い。その場合、史料一〇での(三)の要素が欠けている等、簡条構成にも影響を及ぼしていた。あるいは村内の同族団の

形成や同族団間の力関係と関連があるかもしれない。

宛先については、多くの入村請状は小川家当主（小川村名主）の個人名を記す。名主・組頭ら村役人を示す表現は、寛文期以降に散見された。組頭の表現が出現する例は、小川家当主個人名に加えて「組頭衆」等とする場合である。新田開発人の家と名主の家が一致しているため、個人名記載がどちらを意味するのか判別しづらいが、延宝頃から「名主」肩書が出現した後は少なくとも当該事例については名主宛であることを意味すると判断できる。延宝以降、入村請状は名主が扱うものという意識が生起してきた可能性をうかがえる。

なお、集計した享保初年までの諸事例については、いずれも宗門人別送り状は残されていない。一般に宗門人別改め制度の確立が寛文末とされながら、その後しばらく宗門人別帳に密接に関わるはずの宗門人別送り状が見られないことは、宗門人別改め制度の成立期と実態的な確立期がズレていると考えられる。

以上から武州小川村の場合の要点をまとめれば、次の通りである。明暦・享保初年の引越（入村）に際して残される文書は入村請状であり、いわゆる宗門人別送り状は見られない。入村請状は、新田開発人の要求の影響を受ける。入村請状は、新田開発人家の当主あるいは名主の交替や開発飽和など環境条件の変化の影響を受ける。時期が下るにつれ、入村請状は新田開発人というより村役人としての名主が扱うものに変化した可能性がある。入村請状の諸変化にもかかわらず、入村者へ求められる条件は「慥成者」「りちぎ」⁽²⁸⁾な者であり、年貢諸役を勤められることや宗旨の記載はおよそ含まれた。

引越の過程は、宗門人別送り状のやりとりの過程ほど制度的に固定されていないようである。確言はできないが、小川村の入村請状にみる定型性は、案書のような雛型のやりとりより、むしろ対面のやりとりの結果と考えられる。入村者かその直接関係者が、少なくとも一度は小川村へ来て、入村請状の例が示されるような場面⁽²⁹⁾があったのではな

いか。開村当時はともかく、その後しばらく経ってからは、さまざまな引越のあり方があり、時に小川村に事実上生活している者が入村を願う場合もあったかもしれない。それでも、入村請状を出し認められて(正式に)村民となるという過程は、ほぼ間違いないだろう。

2 信州北佐久の場合

武州から離れ信州の事例を見るために選んだ場所の一つは、やはり新田村落である。その五郎兵衛新田の開発時期は小川村よりも遡る寛永期である。しかし、小川村の入村請状よりも古い入村請状は、次の一点を見出すのみである。

【史料二二】⁽³⁰⁾

御請状之事

一、次右衛門と申者ノ新田之御百姓まかり出申候、此者ニおいて并何方もむツかし申きたり候ハ、我才罷出らちあけ可申候、但シ新田にいやき申候ハ、其者ノほと御百姓御四ツ⁽¹⁾け申候て罷出可申候、為其手形指上申候如件

(佐久郡)
御まよせ村

寛永拾八年

ミノ

請人 助右衛門(黒印)

二月廿一日

本人 次右衛門(黒印)

所左衛門殿参

五郎兵衛新田における寛永一八（一六四一）年とは、村としての基本的な開発が済みながらも未だ開発は進行している時期である。隣村御馬寄村より次右衛門という者が入村するにあたり、問題発生時の対処と、次右衛門が五郎兵衛新田に「いやき」⁽³⁾（居飽きのことカ）た場合に代わりの入村者を立てること、を保証している。差出には、請人と当人の連判がある。宛先は、新田の名主の個人名で、開発人ではない。小川村の入村請状に比べると、ごく簡単な本文である。主旨は、史料一〇の要素で言えば（三）と（四）にあり、開村後さほど時間が経過していない状況が影響しているよう。なお、寛政三（一七九一）年正月付の村方文書の目録によれば、この請状を「寛永年中送状」と呼び、「豊」筆筭・「四」引出に収納していた。⁽³²⁾近世後期の村民が、この請状を「送状」として分類していた点に留意しておく。

五郎兵衛新田では寛永の一事例の後、半世紀以上も入村請状を見出すことができない。寛永当時の入村が多くは対面口頭でおこなわれていたためか、寛永の入村請状の簡略な様式故に重視されず近世のある時点で多くは廃棄され一例のみ残したのか、不明である。両者の可能性があることは、寛永の請状が主に二つの要点で構成される簡略さを持ち、それ以上の要求項目がなかった点に示されている。あるいは史料一三が新田開発人へ出されたわけではないことを考慮する必要があるかもしれない。五郎兵衛新田は、その名の通り市川五郎兵衛という甲斐武田家旧臣が開発した。市川家は延宝頃まで在村し（のち出身地の上州へ移る）、村政全般に影響力を行使していた。よって武州小川村の例で見たような入村請状があるとすれば、それは市川家の手許に残る可能性が高い。市川家文書の全貌が明らかでないため可能性を指摘するにとどめ、名主家に伝存した一通の寛永の請状が特殊な位置にある可能性を付け加えておく。

いずれにせよ五郎兵衛新田に再び入村関係文書が現われるのは、元禄期である。うち一つは大石慎三郎氏の著書に

引用される元禄八(二六九五)年「抱請」証文⁽³³⁾である。これは、五郎兵衛新田へ引越し小作渡世を願う当人の「縁者」(五郎兵衛新田の百姓)が請人(証人)となり、当時の(肩書は明記されないが)村役人らへ宛てて出した文書である。請人の「屋敷ニ抱置」きたい旨を願ひ、やはり問題発生時の対処を約し、当人の宗旨を記す。当人の署名はない。寺請状を請人が持つ点は、小川村の入村請状に変わらない。文書の機能が「抱請」にあるとすれば入村請状と同一には扱えないが、入村に関わる請状として共通の要素を見出すことは支障ないだろう。

いま一つは、「抱請」証文の翌年の年代を持つ、次の縁付の手形である。

【史料一四】⁽³⁴⁾

進上申手形之夏

一、此門兵衛と申者、当村御百性ニ而御座候所ニ、」当年お其村九郎兵衛死申候ニ付、後家入ニ」差越申候、宗門之儀者、代々岩村田町」浄土宗西念寺旦那三而御座候、此者」之義ニ付、何方お六ヶ敷儀、申出候ハ、我共」罷出、埒明可申候、為後日如此御座候、以上

元禄九子年四月

佐久郡面替村

門兵衛親

弥右衛門[㊦]

同村

五郎兵衛新田村

三左衛門殿
長百姓中参

名主

惣左衛門[㊦]

右の門兵衛の場合は、五郎兵衛新田の九郎兵衛が死んだため「後家人ニ差越」す、という理由で入村する。前例に同じく本文では宗旨記載や問題発生時の対処を約す。当人の署名はなく、差出には当人親と当人居村名主である。宛先「三左衛門」は当時の新田名主で、加えて「長百姓中」と記す。差出・宛先の表現からは村役人間のやりとりであることを推測させ、その推測を妥当としうる部分が傍線部である。傍線部では、縁付当人を「当村御百姓」とのみ説明する。これまで見てきたような「儲成者」や請人の「縁者」といった形容ではない。つまり、村の正式な構成員たることが「儲成者」であることを意味するようになったと評価しうるのである。しかしそれでも、この事例の宗門人別送り状は残されていない。ただ、後で宗門改帳には記載されたようである。

五郎兵衛新田で確認されている最古の宗門改帳は正徳三（一七一三）年のものだが、門兵衛の記載は次の通りである。門兵衛当人は五七歳、四八歳の女房と一一歳の子供の三人で一家をなし、持高一・九七七石、沓沢村禪宗大徳寺旦那、「万右衛門抱門兵衛儀、当村生之者ニ而御百姓仕罷有候」という。同名異人の可能性を否定できないが、入村から二〇年弱経過し、宗旨と出自が「当村生之者」に変更されている点に留意したい。宗旨は「後家人」のため九郎兵衛の宗旨へ変更されたものとも理解できるが、出自が変更されたとすれば宗門改帳の記載は不正確な部分を含むことになる。

次に見出される事例は宝永七（一七二〇）年のものである。これまでの事例に比べ、入村手続きの一部がはっきりする。

【史料一五】³⁶

進上申手形之事

宗門人別送り状の成立（五島）

一、山浦村半右衛門儀、當村へ引越申度由申」に付、拙者共親類ニ而御座候間、何れ茂様江」右之旨願申候得者、山浦名主組頭衆中^五」證文出シ申候ハ、御差置可被下候由被仰候ニ付、」山浦方證文請取進上申候得者、小諸領御國」替之節迄、御差置可被下候由、忝奉存候、然上ハ」此半右衛門ニ付、如何様成六ヶ敷義仕出し申候共、」各御苦勞ニハ少も懸ケ申間敷候、此連判之者」急度埒明可申候、為後日證文仍而如件

寶永七年寅ノ正月

下原 吉右衛門^四

同 茂左衛門^四

同 万右衛門^四

三左衛門殿

【史料一六】³⁷

進上申手形之事

一、此半右衛門儀、其御村江引越申度由願申候得者、御差置」可被下候由、忝奉存候、然上ハ此半右衛門ニ付、何様成」六ヶ敷出来申共、我才共埒明何れ茂御苦勞ニ者」少茂掛申間敷候、其上我才共御地頭御國替」茂御座候ハ、此方へ呼寄可申候間、其内之儀、其御村」中六ヶ敷御相談夏何義ニ不限、出合せ申間敷候、」若我俣成儀仕候ハ、何時成共御断次第半右衛門」儀、我才共引取可申候、為後日手形進上申候、仍而如件

宝永七年寅ノ二月

鶴久保村 伊 太 夫^四

同所 八 太 夫^四

同所 三右衛門^四

五郎兵衛新田村

御名主
年寄衆中

二通とも、近隣山浦（錫久保は承応頃に山浦村から分村した大久保村の一部）の半右衛門の引越に際しての文書である。それぞれ、史料一五は請人となっている村内下原（五郎兵衛新田の枝郷名、中山道沿い）の百姓が名主（個人名）へ宛てて出したもの、史料一六は山浦（大久保村）の村役人らが五郎兵衛新田の村役人へ宛てたものである。

史料一五の差出の請人は、半右衛門の「親類」という立場で、入村後の問題発生時の対処を約す。この文書は、入村者を保証する文書ではあるが、入村請状ではない。注目したい点は、まず最初の傍線部に引越の希望を「何れも様え」願っている点、次に二重傍線部を含む「名主組頭衆中証文」が必要である点、この二つである。前者については「何れも様」が何を指すのか不明ながら、新田の村役人であることは察しがつく。あるいは山浦の村役人を含むかもしれないが、文脈から新田の村役人に予め引越の是非を確認していると推定できる。回答として、後者の条件——元居村村役人の証文の必要性が示される。そこで請人らは「山浦方証文」を持ってくれば引越を認めることに対し感謝する。

史料一五の中で必要とされた「山浦方証文」、実際に出された村役人ら（ただし名主は含まれない）の証文が、史料一六である。問題発生時に差出の村役人らが釈明することを述べている点では入村請状に同じだが、引越をする半右衛門の身許についての説明や宗旨記載を欠く点に違和感を覚える。この事例固有の事情の存在は、二通の文書の文中に「小諸領御国替之節迄」「我才共御地頭御国替も御座候は」といった時限付きとも思える条件が見えることからうかがえる。史料一四の場合のように、後で宗門人別帳類へ記載されるような入村ではなく、一時的な入村であるかもしれない。先に掲げた五郎兵衛新田の正徳三年の宗門改帳には、たしかに半右衛門の名前は見当たらず、史料一五

の差出の者(親類)に包摂される形での記載もない。しかし、仮に一時的な入村であっても、手続きの最初の段階は通常の入村の場合と大差ないと考える。また、この時点で名主組頭衆の証文の存在が必要条件となってくることは、通常の入村にも敷衍しうるだろう。なお、史料一六が正確には名主ではなく組頭が出していることを考えれば、名主組頭衆の証文といっても厳密なものが通用していたわけではないことにも留意すべきだろう。

五郎兵衛新田の入村関係文書を概観すると、宝永の事例以後、入村者を「儲成者」と形容し「当村出生」と説明することは散見される。同時に、全くの新規入村より史料一四のような名跡相続や養子入りの縁付の方が増えてくる。「引越」の表現を使い、かつ入村請状が残るような場合の中に、一時的な入村が含まれることは否定できない。宝永の事例の半右衛門も入村から一〇年後には中山道に面した敷地に出ることを望んでおり(註38参照)、旅客相手に商売することを想像できる。場合によっては所属を移さないことも考えられよう。その区別は、入村関係文書のみからはおこなえず、宗門人別帳等との対照作業を要す。⁽³⁹⁾ 残念ながら、小川村・五郎兵衛新田の諸事例とも当該期の宗門人別帳類がなく、土地帳簿類も残存状況が断片的であることから対照作業は困難に思われる。いまは入村事例中の送籍と寄留の別は保留せざるをえない。

さて、宗門人別送り状の機能が史料一の要素④にあることは既に述べた。その④のような宗門人別帳類への加除を意識した記載が登場するのは何時頃なのか。この点を確認できれば、送籍事例と寄留事例とを区別する手掛かりは得られよう。④のような記載があれば送籍事例とみなすことができる。その事例の文書とそれ以前の入村請状との書式的な連続性を検討することで、④のような記載の登場以前は、新規入村と名跡相続的な入村の区別がなかったか、新規入村や寄留の場合のみ入村請状を要す、という二つの可能性に絞ることができると考える。

五郎兵衛新田においては、次の文書が④関連記載の初見であろう。

進上申一札之事

一、当村善八弟藤平儀、其御村長介掣之」縁ヲ以、此度其御村へ引越、世渡仕度由」相願候ニ付、指越申候、随分実底者ニ御座候間、」向後其元御帳面ニ御結被差置可被下候、」然上ハ、此方少茂搦無御座候、為後日」送り手形仍而如件

元文五年申二月

藤平兄

善八[㊦]

八幡宿名主

太郎兵衛[㊦]

年寄

久次郎[㊦]

原新田村

御名主衆中

右の文書では、近隣八幡宿の藤平が、五郎兵衛新田の長介の掣である関係から引越を願った、と経緯を記す。藤平が掣養子として長介の家を継ぐのか、単に長介の娘を嫁としていたことから義父の居村へ移ることなのか、引越の内実は不明ながら最初の傍線部から送籍事例であることは間違いない。ちなみに長介は、二七年前の正徳三年の宗門改帳では、その当時四〇歳、望月から来た三〇歳の女房と二人暮らしで、持高〇・二五四石、甚右衛門抱「当村生之者

二而小作百姓仕罷有候」とある。元文五(一七四〇)年には七〇歳近く、藤平に対する「随分実底者」という人物評価を念頭に置けば、義父の看取りのためとも想像できる。

いま注目したい④関連記載は、二重傍線部にある。「其元御帳面」とは、一見すると宗門人別帳類に限定されない曖昧な表現である。それでも「御帳面」の意味する文書は宗門人別帳類の他に考えられない。各村を支配する領主により宗門人別帳類の呼称が区々であることを考慮した表現かもしれない。この記載の登場が元文五年とは、宗門人別改め制度の成立から七〇年近く隔たりのある。現在残されている文書群の中で初見であるため、あるいは同記載の登場時期はもつと遡る可能性もある。この点は他村の事例との比較を要するので、いまは措く。

史料一七の差出・宛先とも宿村役人であり、特に宛先にもはや個人名は記されない。差出に当人の署名はなく、署名者のうち兄弟がかるうじて請人的な存在であることをうかがわせる。そして、柱題にこそ現われていないものの、この文書は自ら「送り手形」(傍線部)と称している。宗門人別送り状の原型の一つに数えてよいと考える。

五郎兵衛新田以外の村に目を向けることにする。同村の隣村矢島村の場合、伝存する文書群の中で元禄一三(一七〇〇)年の入村関係文書が最古のものである。

【史料一八】¹⁾

進上申手形之事

一、佐久郡春日村兵左衛門と申者、同郡矢嶋村へ罷越、御百姓仕度と申ニ付、儲成もの三而御座候間、拙者共請合證文進事申上ハ、御公儀様之義ハ不及申ニ、何ニ而も差引無御座候間、右請合之通り其元三御差置可被下候、以上

一、宗門之義ハ、同郡春日村真言宗蓮花寺」且那ニ紛無御座候、何時成共御、公儀様」御改之時、寺判指上ケ可申候、為後日仍而」如件

佐久郡春日村

元禄拾三辰ノ年

名主 忠右衛門[㊦]

二月十六日

同村 清 六[㊦]
長百姓

矢嶋村

名主 久兵衛殿

一ヶ条目に、入村者当人を「慥成もの」(二重傍線部)と形容し、当人を保証する文が続く。また「慥成」ことの中身として、年貢未進や借金を抱えていないことが示唆されている。二ヶ条目に宗旨記載があり、何時でも必要な時に「寺判指上ケ」る旨(傍線部)が述べられる。差出・宛先とも村役人で、宛先には名主個人名がある。既に村役人間のやりとりとなっていることが想像できるが、宗旨のみ記し、寺請状を指すであろう「寺判」は差出の者の手許にある、という点で差出は請人としての色彩を残している。寺請状はそれが必要な時に証人により対象者の宗門の証明に利用される、という認識の強さをうかがえる。この時は、まだ④関連記載は見られない。

なお、史料一八とほぼ同じ時期に、入村者名・宗旨記載・差出を違えるのみで、本文・宛先が一言一句同じ文書がある。⁽⁴²⁾ それぞれ異なる村から出されているため、「案書」的なものか雛型か、いずれにせよ矢嶋村側の指示の存在を推定できよう。

【史料一九】⁽⁴³⁾

進上申一札之事

宗門人別送り状の成立(五島)

一、岩下村市左衛門子中右衛門と申者、其御村兵衛一方へ掣名跡ニ相談相極差越申候、此者之義、「当村所生ニ而儲成者ニ御座候、御公儀様」御法度之趣、何ニ而も遠背不仕、御百性相勤罷有候、御年貢之義者不及申ニ、「其外」何ニ而も引負不無御座候、然上ハ重而其御村へ御六ヶ敷義、申掛ケ間敷候、其御村御長面ニ御結被成、永ク御百性ニ被成可被下候、為後日一札仍而如件

享保七寅ノ年

岩下村

十一月廿四日

名主 与右衛門[㊦]

矢嶋村

岡右衛門殿

右の文書では、まず二つ目の二重傍線に注目できる。矢嶋村の入村関係文書において④関連記載の初見は享保七(一七二二)年まで遡らせることができた。引越理由が名跡継承の例であり、いずれ宗門人別帳類へ反映されるべき送籍事例である。ただ、未だ本人元居村の帳面除帳の記載はない。本文の主要な構成は史料一七に同じであることから、次の入村の手続きを推測できる。すなわち、史料一七・一九のような文書を元居村の村役人らに認めてもらい、それを持参し、入村先の村役人の許可を受け転住、入村先の村役人(名主)が「御帳面」の記載を変更する。ほぼ宗門人別送り状の手続きに同じである。なお「御帳面」に入村の事実を反映させる時期は、実際の転住の時期に前後しよう。この点は、おそらく宗門人別送り状の手続きの定着後も同様であろう。

最初の傍線部では「儲成者」の形容が興味深い。「当村所生」を掲げた差出の名主は、「当村所生」の者に対し責任を負わねばならないことも物語る。責任を放棄することは可能だろうが、名主の責任範囲の拡大を見てよい。さらに

史料一八に比べ「儲成者」の中身が明示された。すなわち「年貢」その他「引負」の無いことが挙げられる。差出と宛先からは、全く村役人間のやりとりとなったことを知る（宛先は肩書で記されていないが当時の名主）。「儲成者」といった引越人当人への評価は個別の請人から村役人の手に委ねられることになったといえる。

これまで引越事例の中でも入村に関わる場合を見てきたため、次に出村に関わる場合を見ておく。小諸藩領の佐久郡平原村に少し事例を見出せたので次に挙げる。

【史料二〇】⁴⁴

奉願御事

一、私儀、身退不能成候ニ付而、当所屋敷兄「平八郎方江相渡シ、御影村しうと藤兵衛方江」引越申度奉存候、所之御暇被下置候」様ニ奉願候、被仰立被下候ハ、忝奉存候、以上

貞享四年

平原村

卯ノ八月十五日

庄九郎

七左衛門殿

同所庄九郎兄

組頭中

平八郎

右之通り奉願候ニ付、吟味仕候所ニ何之滞申儀度無御座候、願之通り所之御暇被下置、御影村江引越申様ニ被為^ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

平原村庄や

卯ノ八月十五日

七左衛門

白井九兵衛様

同所組頭

茂右衛門

同 平右衛門

同 甚左衛門

この貞享四(一六八七)年の引越願は、平原村では最も古いもののようにである。当人庄九郎は「身退不能成」という理由から舅の居る御影村へ引越を願う。そのため、まず当人と親類(兄)が村役人へ宛てて「所之御暇」の許可を求め、さらに続けて村役人が藩役人へ「所之御暇」の許可を求めている。引越のための条件としては、村役人による「吟味」で「何之滞申儀」もないことであつた(傍線部)。一藩領の村の手続きを、そのまま一般化できないが、類似の手続きは一般に想定できよう。なお、平原村の引越願は、藩役人宛の後半部分を欠く場合もあるが、およそこの史料二〇の書式がしばらく継続しているようである。

また引越の契機として「身退不能成」という理由は、平原村の引越願の中にしばしば見られる。おそらく年貢未進や借金が背景にあることを想像させる。村役人が藩役人に対し願う部分にのみ出てくる「滞申儀」とは、直接は年貢諸役が滞ることを指し、あるいは犯罪等への関与が含まれうる。つまり、領主側は年貢諸役が済んでさえいれば引越を認めた可能性がある。年貢諸役は済ませていても、そのための借金を負ったままの状態で村を出る者がいたとすれば、そのような経営・行動が不安定な者を受け入れる村の側は、当然警戒するだろう。請人・証人が求められたのは、そのような場合の負債の弁済者・責任者を確保する意味もあつただろう。その一方で、引越・縁付に個別の請人・証人の関与よりも村役人の関与が増えていく傾向を見た。その理由は後述するが、村民移動に関し名主が責任範囲の拡

大を強いられる制度的な要因を想定できよう。

【史料二二】⁽⁴⁵⁾

一札之事

一、半左衛門子長八儀、御影村権六方へ引越参度」奉願候、尤先様ニ而身上かため申候間、当年「宗門御改帳面御はつし可被下候、向後御当地へ」立かへり申間敷候、為念一札指上ケ申候、仍如件

享保四年亥正月十三日

願人

平原村 庄屋

長

八(爪印)

組頭衆中

三四郎印

史料二〇から下って享保四（一七一九）年の事例には、引越の出村時における④関連記載への意識を見出せる。傍線部のような「宗門御改帳面」をはずすことへの言及は、平原村の事例では史料二一が最初であろう。引越先の御影村に永住する意思を表明し、平原村へ戻ってこないことまで誓っている。差出の連署の者は願人の親類だろうか。宛先に庄屋の個人名はなく、明らかに村役人へ宛てている。宗門人別帳類の記載への意識は、それに関わる出入村関係文書の取扱者を村の公的な立場に就いている者へ限定していくようにも思える。

以上から、信州北佐久の場合の要点をまとめれば、次のようになる。享保元文頃までの引越事例を知るための文書は、入村請状や「抱請」証文、その他の請状（請負手形）であり、この時期にいわゆる宗門人別送り状は見出せない。享保元文頃には、送り状に特徴的な宗門人別帳類への加除記載に近い記載が請状の中に現われる。ただし宗門

人別帳と明記するのではなく「御帳面」という表現であった。引越の対象者に関わる諸問題を引き請けることに主眼のある請状において、対象者の説明は省かれることもあった。しかし、元禄頃から「当村御百姓」といった表現が見られ、同時に差出に村役人が含まれることで、村としての保証が「儲成者」であることを代替しうる場合が生じた。一方、享保頃までは入村請状では「儲成者」といった表現は維持される。

引越の過程は、宗門人別帳類への加除記載に近い記載が請状に現われた時点で、ほぼ宗門人別送り状の手続きに近い手続きを形成している。その状況へ至るまでに、多様な手続きのあり方を想定できるが、予め入村先に連絡し確認をとる、居村に引越願を出す、請状(証文)を作成あるいは村役人に作成してもらう、入村先へ請状(証文)を持参し許可を得る、寄留ではない場合はいづれ村役人により宗門人別帳類へ記載される、といった各手続きの要素が時間の経過とともに集成されていったと考えられる。なお、集成のされ方は区々であったろう。

3 小括

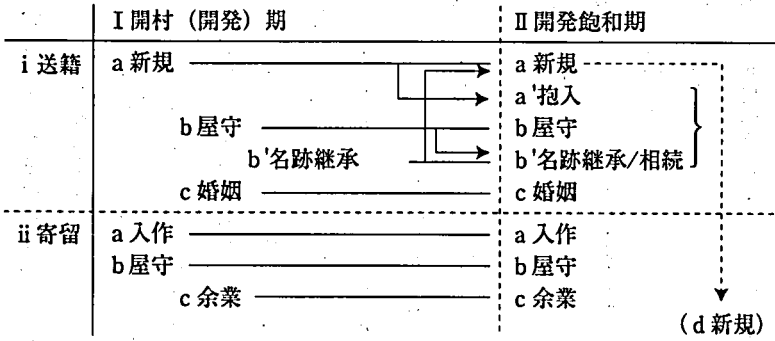
宗門人別改め制度確立前ないし確立期の寛永〜享保期を対象とし、二つの地域の引越・縁付事例、特に入村の事例を中心に検討してきた。殆ど史料の紹介に紙幅を費やしたが、それでもなお残存する全ての事例を検討していない見直しを含めつつ、以下の諸点を確認する。

(1) 当時の類型

引越・縁付のあり方の多様さは、関係文書に影響を与えている可能性があった。その類型については、まず次のように整理できる。

引越・縁付のあり方は、村の地理的前提、各時期の状況、また関係者の属性に影響される。これらの条件の組み合

図2 引越・縁付の種類 (例)



わせにより引越・縁付の種類が設定できる。例えば、地理的には純農村なのか主要街道が貫通するのか宿場なのか等などにより異なるだろう。时期的には開発期か開発飽和期か荒廃期かで異なり、場合によっては時期により地理的条件が変化することもあろう。関係者の属性という点では、入村者の職業や性別による違い、受入側の状況などが影響を及ぼしうる。

いま挙げた条件の内容もその組み合わせによる類型も数限りなく想定できる。多様さの理由は理解できようが、具体的ではない。そこで次に、検討した事例に即し条件に限定を加えてみる。さしあたり、対象時期における村の状況としてはI開村(開発)期とII開発飽和期の二つに、宗門人別帳類との関係では反映されるi送籍と反映されないii寄留の二つに、それぞれ大別し類型を考えることにする。結果、およそ別掲図2のような類型を挙げられよう。

I期では、当初おそらく全て新規入村の形をとる(I-i-a)。新田であれば基本的に農耕に従事するだろう。入村先が元居村に地理的に近ければ、入作として村籍を移さない場合も考えられる(I-ii-a)。縁付については、開村後しばらくして婚姻が行われる可能性はあっても(I-i-c)、養子相続や名跡継承などは入村者の世代が交替する時期まで発生しないだろう(I-i-b)。何らかの事情による入村者の離村に際し代人を用意することが約束されてい

る場合、屋守が代人として入村することになる。この時、離村者が村籍や所持地の権利などを放棄しない場合、代人の屋守は村籍を移さない可能性があろう (I ii b)。村の立地や村内の需要によつては、余業 (諸稼ぎ) のための入村も生じてくる (I ii c)。

Ⅱ期になると、全くの新規入村は制限されていく一方、抱請の形で入村 (Ⅱ i a) や、Ⅰ期の入村者の離村による名跡継承 (Ⅱ i b) が増えるだろう。このⅡ型には、帰村しない離村者の屋守が転化する場合 (Ⅱ i b) を含むだろう。他村籍の屋守が村籍を移さない場合、寄留状態のみに純化されていくはずである (Ⅱ ii b)。村の状況により余業 (諸稼ぎ) のための入村も一定程度維持されていく (Ⅱ ii c)。

以後、Ⅱ期の類型やそこからの変型が維持されていくだろう。仮に荒蕪地が大量に発生したとしてもⅠ期に戻ることはなく、ⅠからⅡへの推移は不可逆的な変化といえる。なお、縁付と引越の別については、文書の表現に縁付であっても引越と出てくる場合があり判別しづらいが、右の類型では縁付はⅡ i b・Ⅱ i cで、それ以外がいわゆる引越と区別できる。

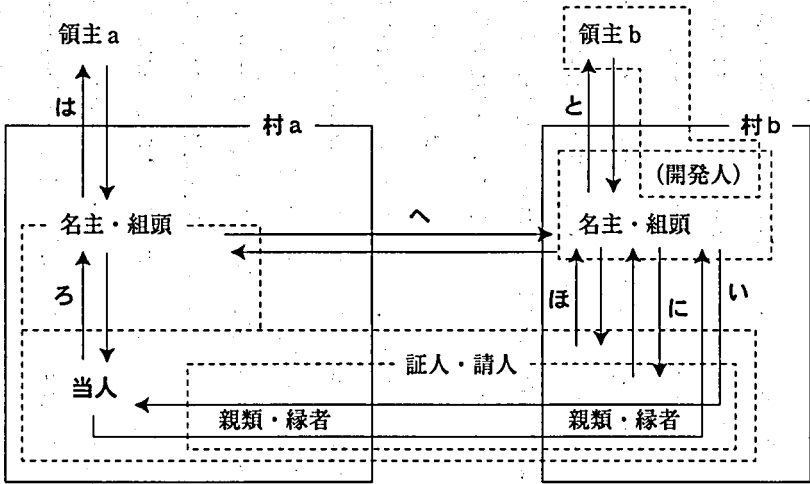
これらの類型の入村は、いずれも入村先との何らかの縁故によつて実現している点に特徴がある。新規入村でも、入村先の情報は全く無関係のところから得るわけではあるまい。また、大量の新規入村が一時期に集中する現象は、新田だけに限らず古村にも見られよう。⁽⁴⁶⁾ 近世初期の古村には、戦乱がもたらした大量の荒蕪地の存在によりⅠ期が存在したといえる。

(2) 当時の手続き

引越・縁付の手続きとしては、別掲図3のように整理できる。引越・縁付をおこなう当人の居村を村 a、引越・縁付先を村 b とし、それぞれに名主・組頭ら村役人、両村にまたがる親類・縁者ら証人・請人、各村の領主などを想定

図3 引越・縁付の手続きモデル

宗門人別送り状の成立（五島）



した場合、いゝとを手続きとして抽出できる。各手続きの順序はあいまいな部分を含みながらも、およそ次のようになる。

はじめに、当人が入村の可否について入村先の村bの者と連絡を取り、入村できる場合は村bの村役人から内諾を得る(い)。当人は居村の村aの村役人へ引越・縁付を願い(ろ)、時に村役人は領主役人へも届け出る(は)。村bでは、いの手続きの後、村役人が入村者に関する請状を村bの関係者に求める場合があるだろう(に)。次に、当人と証人・請人となる親類・縁者(村aの者だけでなく村bの者が含まれることもある)が村bの村役人へ請状を出し(ほ)、正式に入村が許可される。あるいは、その請状の差出の証人・請人に村aの村役人が含まれるか、村役人として入村関係の文書をやりとりする場合もある(へ)。さらに、入村を領主へ届け出て承諾を得るといったことも行われるかもしれない(と)。

いのやりとりは口頭・対面でおこなわれただろう。この部分を示唆する文書類が見出せないためだが、仮に存在したとしても後で問題が発生したために残された等の特異な事情が付随しよう。各手続きの中で発生する文書としては、にの中で生じる

文書に、例えば「抱請」証文が挙げられる。また、引越・縁付の具体的な事実を示す入村請状類は、ほやへの手続きの中で発生する。新田の場合、入村請状類は領主的存在ともなりうる開発人へ出されることもある。請状類が入村先において出されている場合は、返書に類する文書は出されないと想像されるが、請状類が村 a で出され配達をともなう場合は、返書類が出されたかもしれない。あるいは、村役人間のやりとりにおいて対面でなければ、書状の中に返書類が含まれた可能性もあろう。

手続き上の変化としては次の点を挙げる。手続きに関わる行為が主体が当人と証人・請人から村役人へ移っていく。具体的には、元禄期頃から入村請状類がほの中で出されるよりもほの中で出されるようになる。また、出入村時の領主との届出・許可のやりとりがはっきり確認できなくなる。このやりとりは、宗門人別帳類への記載の反映が進行すればおこなわれなくなることもあるだろう。

(3) 要求された条件

当時の引越・縁付において求められた条件は、およそ村・領主の要求に対応している。その条件の内容は、端的には (a) 当人が「儲成者」であることだった。具体的には、(b) 「悪事」に関与していないこと、(c) キリシタンなど「御法度之宗旨」ではないこと、(d) 「御公儀様御法度」に背かないこと、(e) 年貢・諸役を勤められること、(f) 「年貢」などの「引負」「差引」がないこと、(g) 「当村御百姓」「当村所生」など元居村出身が明らかなこと、(h) 当人への「かまい(構)」「六ヶ敷儀」に対し、請人・証人が「申わけ」「埒明」ること、と列挙できる。(b) ～ (g) は (a) に含まれ、(h) の約束により保証されている。

引越・縁付をする当人は、(a) ～ (h) の条件全てを満たしている必要はない。入村先では、(h) か (a) が表明されることで当然 (b) ～ (g) の条件は満たされている、と理解する。入村先では、(b) ～ (g) に関し虚偽

があつても請人・証人の責任とし、(a)(h)の表明だけでも受け入れるのである。

三 身元保証のあり方の変化

宗門人別改め制度の確立とされる寛文末に、いわゆる宗門人別送り状が見出せないと述べたが、次のような文書は存在する。

【史料二二】⁽⁴⁷⁾

送り手形

一、喜右衛門竿下兵三郎、当春^ら其御地へ引越候間、跡目無相違御渡被下候様奉頼候、尤此方人別相のそき申候、以上、

与兵衛相や

延宝貳年

兵三郎^(印)

寅正月

名主

杵右衛門^(印)

立岩組

市之介殿

宗門人別送り状の成立(五島)

久太 郎殿

源七 郎殿

角兵 衛殿

〔ツツ書〕
戸右衛門殿

名主

市之介殿

李右衛門〔後筆〕
〔延宝〕

まいる

柱題に「送」の字があり、傍線部には対象者の「人別」を除くことが記されている。この延宝二(一六七四)年の手形は、引越対象者の情報が少ないものの宗門人別送り状の基本的な要素を満たしているようにみえる(特に史料一の要素のうち①③④⑤)。しかし史料一に比べて簡素な点は、のちの宗門人別送り状と全く同一の文書と判断することとどまらせる。奥の上ツ書から察するに、文書のはじめから巻き上げた書状に似た形状である。

宗門人別送り状における身元保証は宗門人別帳類への記載の存在により実現しているが、宗門人別改め制度の確立前の引越・縁付に際しては必ずしも元居村の宗門人別帳類における記載の存在の確認を要さないと理解できた。傍線部が宗門人別帳類への記載加除の必要を示しているならば、はやくも宗門人別改制度の確立とともに身元保証のあり方が変化したことを想定できる。しかし、史料二二のような手形は、管見の限り寛文末以後に殆ど見出せない⁴⁸⁾。あるいは保存されにくい文書であったとするなら、さほど重要な文書と認識されていなかった可能性がある。

はたして、史料二二の「送り手形」では身元保証の根拠を何に置いているのか。

1 前提・背景

宗門人別改め制度の確立前の引越・縁付で求められた条件は、宗門人別帳類への記載よりもむしろ対象者が「儲成者」であること、であった。この条件は、実は当該期の幕府法令中、人の移動全般に関連する箇条で主張されてきた基調であった。⁽⁴⁹⁾ その概要は次の通りである。まず、元和・寛永頃から「不審成もの」「悪党」への注意が喚起される中で、特に村において入村者についてはその出所をよく改め「儲成者」なら村に置くことを可とし、出村時には行先を庄屋五人組に知らせよ、とされた。ついで、明暦頃より入村者には「親類縁者儲成証人手形」と「名主五人組穿鑿」が、出村者には行先と用事の詳細を名主五人組へ知らせることが、求められた。さらに、以上が寛文六（一六六六）年に総括され、のち類似の条文が五人組帳前書に定着する。

なお、総じて名主（庄屋）・五人組は状況・事態の把握と移動対象者の出自・来歴の調査という関与を求められ、対象者の調査は「儲成者」かどうかの確認に機能した。

一般的に法令が現状を追認するものであればなおのこと、右の条件は制度的な前提といえる。

この状況が変化した端緒が、正徳六（一七一六）享保元）年の高札中の「人別帳并宗門改にもれ候ものを所に差置候事」の制禁にある。およそ幕府法令では、はじめて人別帳・宗門改（帳）の記載・受検を宿村や町の構成員の条件として明示した。人の移動に際しては、例えば入村者・出村者とも元居村で人別帳・宗門改（帳）に遺漏のなかったことの証明が求められよう。翻って、既に宿村や町の実態として人別帳や宗門改（帳）が重視されていたこともうかがえる。以後、右の条件は法的な規制として定着していく。

村に限り、名主等の動きについて付言すれば、次のようになる。村の人別改め・宗門改めや人別帳・宗門改帳への記載は名主はじめ村役人によっておこなわれる。村役人は、移動対象者の出自・来歴の調査や証明を、人別帳の記載

や宗門改めの結果で済ましう。つまり、人別帳・宗門改(帳)への記載・受検が、すなわち「儲成者」であることの証明に連続しうるのだ。

制度的な前提であった「儲成者」「儲成証人手形」という条件に、さらに人別帳・宗門改(帳)の記載・受検という条件が被さった。この条件の重層は、(少なくとも村役人による)身元保証のあり方が変化したとする想定に蓋然性を与えるだろう。よって同変化の制度的な背景と位置づけられる。

このような制度的な基調や変化の中で、宗門人別改め制度確立の根拠とされる寛文一一(一六七二)年令⁽⁵⁰⁾の占める位置について簡単に言及しておく。同令の、人の移動に関わる記述は「御代官所之男女、他所江縁付并奉公ニ遣之、勿論令死去減候分、他所方来候者有之候而、増之分、差引無相違、男女も年齢をも銘々書印候様尤候」(傍点は引用者)という部分であろう。これは、移動や生死による人の増減の事実を宗門人別帳類へ記載するよう求めているものの、傍点の表現や対象者の性別・年齢への意識から、集計情報に重点が置かれているとも解釈できる。必ずしも移動のあった時点で宗門人別帳類への記載を要したわけではない。同令の主眼は「耶蘇宗門改」にあり、「宗門改計ニ不限、諸事被為吟味」とあつても、宗門はじめ身辺が明らかにされればよい。移動時の前歴として宗門人別帳類に記載されていることが必要条件である、とまでは読み取れないのである。

寛文一一年令は、後に「儲成者」の証明材料として宗門人別帳類を提供させる起点となつても、発令と同時に(宗門人別改めを受けた者)宗門人別帳類へ記載された者(「儲成者」という認識を定着させたわけではない。同令による宗門人別帳類の作成・整備を経てこそ、右の認識が生じる、と考える。

以上が、身元保証のあり方をめぐる制度的な前提・背景といえる。

2 「懺成者」の内容

正徳期以前は「懺成者」の証明だけで身元保証が済んだとすれば、「懺成者」とは具体的に何を指しているのか。正徳期をはさんでそれ以前については、宗門人別改め制度確立前の引越・縁付で要求された条件を既に確認した。二
3 (3) に記した条件のうち (b) (c) (h) が「懺成者」の内容となる。

あらためて繰り返せば、(b) 悪事に関与せず (c) キリシタン等禁教信者ではなく (d) 公儀法度に背かず (e) 年貢・諸役が勤められ (f) 年貢等の負債がない (g) 「当村御百姓」「当村所生」で (h) 問題発生時に請人・証人により「申わけ」「埒明」が可能な者、であった。条件ではないため二3 (3) では記さなかったが、「懺成者」の内容としてなら、「りちぎ」「実底」などの人物評価を加えることができる。これは、各説明を強化する形容であり、「懺成者」であることの一部にもなる。

これらは大きく次の二つに整理できる。すなわち「懺成者」の内容は、「1」対象者自身の属性と、「2」対象者と周囲との関係性で構成される、といえる。それぞれ「1」は対象者の性質の説明・形容・評価のことであり、「2」は対象者と対象者以外の他者との関係のあり方を示している。右の (b) (c) (h) および追加の人物評価を、明確に「1」「2」のどちらかへ分類することはできない。(h)のみ請人・証人の捏造がない限り、明らかに「2」に含まれよう。

ただ捏造という点でいえば、「1」「2」とも自己表明が可能である。「懺成者」の内容が自己表明だけで構成された場合、客観性に欠ける点で「懺成」こと(信頼性)の程度は低くなる。自己表明が信頼性を高めるとすれば、対象者の評価と関係性の中で対象者が保証されていることを前提とする。この前提のもと、その評価・関係性等が虚偽ではないこと、また例えば出入村の具体的な場面で示される条件を遵守することを誓約的に宣言する場合、それらの自

己表明が「慥成者」の内容に含まれよう。

単に対象者の評価や人間関係を説明する場合、対象者を知る者であれば誰でもよい。この場合の対象者情報は、やはり信頼度が低い。対象者を知る者のうち請人・証人に限っては、発言の責任を(h)の「申わけ」「埒明」の形で負わなければならない。彼らによる対象者情報の信頼度は高いはずである。具体的に換言すれば、(h)以外の内容は、請人・証人の存在自体と(h)の約束が揃ってはじめて信頼性を確保する。この点から、およそ「2」によって「1」が成立する、といえる。

ここで、村との関係を直接述べべる(g)の内容に注目しておく。(g)は、「慥成者」の形容や併記語句としてあらわれ、文書文中の位置も比較的近い。

対象者を「当村」と説明することは、対象者と請人等が同じ村の者であることを示す。

うち「当村所生」とあれば、請人等が対象者の出生村や生後の成長を知っている、対象者との関係が深く人格等を知っている、ということである。逆に、この表現がなくても請人に親類・同族が含まれば——史料一四(親・名主)、同一五(親類)、同一七(兄・名主・年寄)のように近親・親類であれば、(よく知っている)ことを意味する。(よく知っている)から請人になった、という場合もあるが、その請人は暗黙に対象者の親類または同村の者であることを求められていよう。

また「当村御百姓」とあり、請人に村役人が含まれる場合、特に村としての関与を指摘できよう。村が対象者を保証することにも連続する。今まで「当村御百姓」であったことは、「当村」において(b) (f)の条件が満たされ続けてきたことを表現しうるからである。

もつとも、対象者を受け入れる村の側としては、仮に虚偽があっても、何らかの問題発生時に村が損害や迷惑をこ

うむらなければ問題はない。例えば年貢未進・借金等のトラブルに際し、対象者・請人ともに責任が取れさえすればよい。この担保が（h）であった。（h）は、直接「儲成者」の内容を説明していないが、請人等の全面的な保証の存在は、それだけで対象者を十分に「儲成者」と位置づけることになる。

なお、武家・町人の諸奉公人や下人・下女などの請状について、請人は、親の名・家名・在所（含、出身）を知っていること、親類が請人となること（対象者の在所における居住の有無を限らず）、宗旨の請状では対象者・親・祖父（先祖）の宗旨を知っていること、が条件とされていた。⁵²入村請状や送り状で請人に求められる条件もほぼ同じで、共通の淵源や条件要素を持っていると考えられる。そもそも請負行為は、具体的には借用物返却や負債返済の必要が生じて借用者本人が返却・返済できない場合に肩代わりすることであり、弁済との関わりが強い。⁵³例えば、奉公人の場合は代人や支払った給金の弁済であったり、引越した者の場合は年貢未進や借金の解消などである。こういった事態の收拾を、第一に家族・親類へ求めるという慣行の存在が推測されよう。逆に請人が同族であることは、大きな信用となったにちがいない。⁵⁴

次の史料二三三は、宗門人別改め制度確立後の送り状といえるが、傍線部が興味深い。⁵⁵

【史料二三三】

送り一札

三州碧海郡吉濱村徳右衛門第五兵衛ト申者、当年「三拾五才ニ相成申候、今般其御地ニ住居仕候、此者宗一旨之儀ハ代々浄土真宗ニ而当村寿覚寺旦那ニ紛」無御座候、則寺送り相添遣セ申候、勿論御制禁之「切支丹宗門筋目之者、親類縁者之内ニモ無御座候、」毎年相改宗門帳面ニ書載セ来り、儲成者に「御座候、当丑年方其御地方之御宗

門帳面に「御書載可被下候、然ル上八向後此者ニ付、如何様之儀出来候共、此方少も構無御座候、為後日」送り一札仍而如件

三州碧海郡吉濱村

兄 徳右衛門[㊦]

同村 一家惣代

文 八[㊦]

同村 名主

孫 兵衛[㊦]

文化二年

乙丑八月

信孛佐久郡五郎兵衛新田

御名主中

まず実線の傍線部は、「儲成者」の形容として〈宗門帳に記載されてきている〉こととある点に注目できる。村として発行する送り状または請状においても、(g) のようにただ「当村御百姓」と表現するのではなく、明確に宗門人別帳類への記載の有無が問題とされるようになったことを知る。先に述べた制度的な背景の影響といえる。

次に点線の傍線部は、親類縁者の履歴を援用して対象者の宗旨を証明している。つまり、親類縁者との連続性に言及している。この連続性は、例えば宗門人別制度確立前の請状類で、しばしば「代々…宗二而…寺旦」那ニ紛無御座候云々」とある宗旨記載の、「代々」の一語で片付けられている部分である。また、奉公人等の請人の条件が、送り状でも同じであることを実際に確認できる。

右の確認により、先の「1」「2」に加えて、「3」それらの持続性・連続性、を指摘できる。

以上から「懺成者」の内容をそれぞれ、対象者の「1」属性・「2」周囲との関係性・「3」（属性・関係性の）連続性、の三点として把握した。これらは「懺成者」という信用の源泉をも示している。ただし、三つそれぞれが相補的に存立し、それぞれは客観的には単独で機能しない。その意味では「懺成者」という信用の源泉は、「2」に収斂されるといえるかもしれない。

3 請状・寺請状・送り状の各位置

これまでの検討の中で、（入村）請状・寺請状・送り状の三つの文書が登場してきた。ここで三者の位置関係を整理しておきたい。これにより史料二二についての疑問への一定の解答が導き出せるものと考ええる。

（1）請状

入村請状は、本稿で取り上げた地域に限らず、近世の早い時期から見出すことができる。記載内容の多い史料一〇のような請状は見当たらないものの、史料一三に似た請状は、いくつか確認できた。さしあたり次の二例を挙げる。

【史料二四】⁵⁶⁾

御請申一札之事

一、いぬ之二月（鹿教池カ）塩沢新田ニ罷出「御百姓ニ罷成新田仕候か内村かけ」ゆ村の太左衛門、何方カ六ヶ敷「儀かま
い御座候者、たね作合之」一さい本り共ニ御年貢之儀わ」不及申ニ、我才共罷出らち明可申候、御百姓之儀ハ
おとらさる「者お罷付進上可申候、為後日」一札進上申候、仍如件

（六四七）
正保四年

上丸子村

亥ノ

請人 半三郎[㊦]

二月廿八日

塩沢村

太左衛門[㊦]

長三郎様

【史料二五】⁵⁷

一札之事

一、当町ニ明屋敷御座候ニ付而、小儀四郎右衛門此度申請移申候、此四郎右衛門少も出入無之ものニ御座候、宗旨之儀者浄土宗ニて御座候、此者ニおいて子細も御座候者我々共可申分ケ候、御苦勞ニかけ申間敷候、若重而何方へも移申候ハ、右之屋敷返進可申候、為後日如此ニ候、仍如件

屋しき主

四郎右衛門[㊦]

(一六五五)
明暦元年

(武蔵国多摩郡) 証人八王寺

弥太右衛門[㊦]

未九月十九日

(右同) 宇津貫村

作右衛門

佐藤半三郎殿

久保沢

四郎兵衛[㊦]

(成) 江戸馬勞町

三右衛門[㊦]

二つの史料は、一七世紀半ばの年代で、それぞれ史料二四は史料一三に同じ信州佐久郡の、史料二五は相州津久井

県下川尻村の事例である。およそ内容は、移住の事実、問題発生時の請人・証人による請負、転出時の代人確保あるいは屋敷返還、である。史料二五には対象者当人の形容として「少も出入無之」ことや宗旨記載を見るが、史料二四には「慥成者」等の形容はない。両史料の差出は、請人・証人と本人とも名を連ねているが、記載順は不定で、既に本稿で掲げた請状では請人のみの場合もあった。宛先は、いずれも個人宛で、史料二五は不明ながら、少なくとも史料二四のそれは同史料の伝存から判断すると塩沢村の用水開削者・塩沢新田開発人の六川家である。⁽⁵⁸⁾以上の指摘は、史料一〇・同一三の留意点と基本的に共通し、とくに史料一三と比較的年代に近い史料二四の一致・類似点は多い。

史料一〇・一三も含めた右のような請状は、その存在の一般性を指摘できようが、入村先の立地には一定の条件や傾向を推測できる。史料二四の場合は史料一〇・一三に同じ新田の事例であり、史料二五の場合は設置後さほど時間の経っていない六斎市が立つ一種都市的な場であった。⁽⁵⁹⁾どちらも新田開発を担う耕作者や市の機能を維持できる構成員の確保が重要な課題であるため、代人確保や屋敷という場に付属する施設の返還を保証する請状が求められたと考えられる。ただ、史料二四では、入村者が種蒔貸しを受けていると推測でき、その元利と年貢の完済を請人ともども約しているとはいえ、全く元手がなく入村者へ図られた何らかの便宜の存在をうかがえる。

これら請状の主旨は、基本的に対象者の保証にあるが、何より請負——請人・証人による諸負担弁済を含む（村民の請負）にあるといえる。それは、当初必ずしも対象者の形容に「慥成者」等の表現を必要とせず、問題解決・諸負担弁済・代人確保等さえなされれば良しとされる可能性が示唆しているよう。「慥成者」等の表現の登場は、悪党・盗賊・キリシタンへの警戒といった、人の移動に関わる幕府等法令の影響と無関係ではないことを付け加えておく。

(2) 寺請状

寺請状は、基本的に檀那寺や宗門を証明するものであり、既掲の図3に示した手続きの埒外にある。既に見たよう

に、寺請状は、百姓の引越・縁付に際しその対象者の檀那寺・宗門の証明のため、請人・証人が手許に保持しておく根拠材料であった。名主等村役人が関与する可能性は、請人・証人へ対象者の檀那寺・宗門の証明の照会・要求があった場面においてであり、必ずしも村役人の手許に残るものではない。

とはいえ村役人ではない家に伝存した例を、いま挙げることができないため、とりあえず差出が寺院の場合をあげておく。

【史料二六】⁽⁶⁰⁾

指上申一札之事

一、此九郎右衛門と申者、拙僧一ヶ年置申候が、此人何儀ニ付而も「少もかまひ無御座候、貴殿」御名主下に被為置可被下候、為後日仍如件

(六七)
寛文拾壹年亥極月三日

今里村

大田口村

大光寺[㊦]

太郎兵衛殿参

右の文書は名主家に伝存した例で、宛先は当時の当主である。その宛先に村役人の肩書の表示はないが、名主である。傍線部の表現は、寺から村民個人へ宛てている、と理解できなくもないが、宛先の太郎兵衛は九郎右衛門の請人・証人の立場にあつたわけではないだろう。

宗旨記載はなく、「拙僧一ヶ年置申候が」とは檀那として置いたのか実際に寺内に置いたのか不明な部分はあるが、

「少もかまひ無御座」の記載と寺判を捺した差出が、何より宗旨保証の根拠である。実際に寺内に置いていた者を大田部村へ寄越すとすれば、傍線部は理解しやすいが、その場合この文書は寺請状というより、寺による直接の宗旨保証を内包する入村請状といえる。ただ、檀那寺・宗門の証明を必要とする名主へ直接、寺が宗旨保証の文書を送ったという点では、請人・証人へ宛てたものと同じといえるかもしれない。

一方、宗旨送手形（寺送り状）は、一で示された浅井氏のモデルによれば、檀那寺間でやりとりされるため、村役人は関知しないかのように思われる。が、先に取り上げた武州小川村の新田開発人および名主であつた小川家には、寺送り状ではないが、その機能を担う文書が残る。

〔史料二七〕^①

寺請状之事

一、此者宗旨之儀者、代々真言宗にて延命寺（六九二）菩提所ニ御座候、則寺請状進上仕候、当村へ引越罷有候上ハ、以来ハ即滅共ニ当村之寺社（六九二）家をたのミ可申候、仍而如件

元禄五年（六九二）壬申霜月十六日

武州大沢入村

延命寺④

小川市郎兵衛殿

傍線部が、宗旨を送ることの表現であり、単に引越人の宗旨証明だけではない、この文書の寺送り状的機能を確認できるものである。

が、柱題には「寺請状」とあり、寺送り状ではないことは明白である。かといって想定される一般的な寺請状ではなく、宛先は「此者宗旨」を証明する請人・証人ではない。同日付で入村請状も伝存し、それによれば、「此者」とは「引越人」四郎左衛門親子で、請人は大沢入村組頭の六郎右衛門・十郎左衛門である。⁽⁶²⁾宛先の小川市郎兵衛は当時の小川家の当主であり名主であるが、史料の年代から察するに新田開発人家という特殊な位置の影響は考慮しなくてもよい。名主としての行動が期待される個人へ宛てたものである。

これは、引越・縁付先の寺院が既知ならばともかく、往々にして未知の寺院に対し、檀那寺は村役人を介在させて、寺院間のやりとりをおこなった、と理解できないだろうか。村とは別に寺院間でやりとりがおこなわれるとしても、少なくとも初発時点では村役人が介在した可能性は高い。村に対して宗門改めの責任が確実に負わされるようになれば、宗旨送りの処理も村役人がおこなうことになる。⁽⁶³⁾そのような状況を示す一例に史料二七は位置するといえる。

想定される一般的な寺請状の例を示すことはできなかったが、まず基本的な機能が檀那寺・宗門の証明にあること、ついで「寺請状」と称しつつも他の文書——入村請状や寺送り状の機能の一部を複合する場合があること、は確認できたと考える。

(3) 送り状

宗門人別送り状の基本的な機能は既に1-3で言及したが、史料二二は、いわゆる宗門人別送り状と違った「送り状」の存在を指摘した。史料二二は宗門人別改め制度上の画期である寛文二一(一六七二)年よりも後の年代を持つが、同年を遡る「送り状」の存在はといえば、皆無ではない。

【史料二八】⁽⁶⁴⁾

差出申送り状之事

一、此喜八与申もの①儲成御百性ニ御座候得共、長々相煩②連々行詰り借用為夫金ニ、無據田畑家屋敷③不残賣拂、依之貴公様ヲ御頼、其御村江御引取④水吞御百性ニ御取立被成被下候様ニ頼上申候へハ、御承知被下、喜八義難有仕合ニ奉存候、左様ニ被下⑤候上者、此者其御村ニ而万一悪事才仕出シ申候ハ、御村之御定法ニ御取斗可被下候、其節至而一言之⑥申分仕間敷候、然ハ宗門之義ハ代々禪宗ニ而常泉院⑦那⑧那⑨ニ紛無御座候、右ニ付、爰元者離旦仕候間、是又⑩左様思召可被下候、菩提之義ハ何寺様へ御引付被遊⑪可被下候、為後日送り手形差出申所、相違無御座候、仍如件

寛文二年寅ノ二月廿八日

牧野周防守様御領分

小縣郡別府村

庄屋 代右衛門⑫

佐久郡田ノ口村

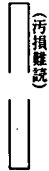
親類

庄屋 傳左衛門殿

喜右衛門⑬

当人 喜八⑭

追而申上候、此喜八宗旨之義⑮〔浄土宗⑯〕候



ただし、右の文書も、いわゆる宗門人別送り状とは異なる。かといつて、「其御村え御引取」の対象者当人の喜八について「儲成御百性」と形容するも、弁済をも含む請負内容はなく差出に請人が登場しない。「儲成」ことや代々

の宗門・檀那寺についての親類による保証(文面の関係記載箇所への捺印)はあるものの、明らかに請状ではない。傍線部のとおり、この文書の主旨は帰属宗門の変更——宗門送りにある。この点で史料二七と類似するが、差出・宛先の主体は庄屋であり、檀那寺間のやりとりではない。

史料二八のみを眺めると不可解な内容でも、引越・縁付の手続きの脈絡の中に置くと理解しやすい。「御取立被成被下候様ニ頼上申候へハ御承知被下」の一文に注目したとき、この文書が既に田ノ口村の村民となる手続きが進行した段階で出されたものと想定できる。つまり、入村請状は田ノ口村庄屋へ提出済みで、それが承認された時点で悪事に関与した際に「御村之御定法」で処理されることへの誓約を含む確認と実際の宗門・檀那寺変更の依頼として、この文書が出されたと考えられる。

次に掲げた文書も、同様に単独で存在するものではないと推測する。

【史料二九⁽⁶⁵⁾】

送り状之夏

一、組下百姓伊助倅曾助」・佐助右両人之者、貴殿御届ニ付、「此方宗門人別帳相除キ指遣」申候間、其方之人別帳へ御加へ」可被成候、送り手形仍而如件

(一七二五)
正徳五年

未二月

赤岩村^(カ)

彦左衛門 印

中小田切

この文書は、傍線部のように加除記載がある点に注目でき、とくに二重傍線部には「宗門人別帳」との明示がある。入村先の帳面を宗門改帳ではなく「人別帳」とすることは、史料二八のような宗門送りではないことを示す。しかし、あくまで「貴殿御届」に対応して出されたものであり、「送り状」とは別に請状や願書が存在することを推定できる。「貴殿御届」とは、この文書の宛先の者が出した返書——請状か願書に対するそれであろう。差出・宛先に肩書はなく、どのような立場の者が不明だが、両者とも村役人である可能性は高い。

史料二八・同二九のような「送り状」は、その主旨が宗門や人別を送ることのみであり、基本的に単独で存在しないことを確認できた。もつとも史料二九は、その年代が〈宗門人別帳に記載の無いこと〓不届〉認識や〈人別帳・宗門改(帳)への記載・受検〓「儲成者」の証明〉の制度的追認の時期と重なっており、身元保証のあり方が既に變化してあれば単独でも機能しうる。右のような「送り状」が単独で存在し機能するようになるか、その前段階でやりとりされる文書の内容が含み込まれて簡略な内容で足りるようになるか口頭のやりとりで済むようになるか、いずれかの變化をとまなうはずである。變化した結果、「送り状」は、いわゆる宗門人別送り状となるが、おそらく變化の時期は区々であろう。

その区々であることは、次の史料の年代からも明らかである。

【史料三〇】⁶⁶⁾

送状之夏

一、瀧助儀、其元引越参り候、此者之儀、当村生^三而儲成者^三而、何様子細無御座候、其元^三人詰御帳面^三御載可被成候、

宗旨之儀ハ、代々^三禪宗^三而閑屋村明德寺^三且那^三而、御公儀様御法度之宗門にて^三無御座候、為其送状仍而如件

閑屋村

(二七〇七)
宝永四年亥ノ二月廿二日

庄屋 藤 八^印

上田領北原村

七 兵 衛 殿

この文書は、当時上田藩領(飛地)であった信濃国更級郡今井村小林家に伝わったもので、宛先の七兵衛は当時の庄屋であり、「北原村」とは今井村の別称である。柱題に含まれた「送状」の語(史料一の要素の①)、二重傍線部の「人詰御帳面」への記載を願うこと(同④)、差出・宛先が庄屋であること(同⑤⑥)、といった文書の構成要素から、ほぼ史料三〇は宗門人別送り状と判断できる。

宗門人別送り状の特徴的要素である(村の帳面への記載を願うこと)の出現は、同じ信州でも、佐久郡の五郎兵衛新田村では元文五(一七四〇)年(史料一七参照)、同矢島村では享保七(一七二二)年(史料一九参照)であった。史料三〇の年代が宝永四(一七〇七)年であり、村の帳面の表現が「人詰御帳面」とあり人別帳や宗門人別帳の表現と異なる点からは、当該地域の施政のあり方に影響していることを推測できる。つまり、地域・領主の違いが、宗門人別送り状の出現時期を区々にさせている、といえる。

なお、史料三〇に関連し、入村先の今井村内の請人らが出した宝永四年二月二日付の請状が残っている。⁽⁶⁷⁾史料一五

のような内容で、図3ののやりとりの中で出される文書である。史料一五の二重傍線部に該当する文として「関屋村庄や方も送状取指上申候」とあり、史料一五の二重傍線部中の「証文」と対応する「送状」は史料三〇を指しているよう。ただし、同請状は史料三〇の日付よりも前の日付であるため、おそらく同請状の中の「送状」とは、史料三〇の案書のような位置にあるもので、最終的に史料三〇が出されて手続きが完了したと考えられる。

このことから推測すれば、史料三〇の事例においても図3のほのやりとりの中で出される、いわゆる入村請状の存在を考えてよい。その根拠には、史料三〇の入村の対象者情報が傍線部のようにほぼ「慥成者」へ代表されている点を挙げる。殆ど宗門人別送り状の要素を備えながらも、関連する諸請状が存在し推測できることは、史料三〇のみで完結しないことを意味する。

以上、史料三〇も含めて、およそ「送り状」が単独で存在しないか機能しないことを確認できただろう。

(4) 三者の位置関係

請状・寺請状・送り状の主旨や基本的機能の検討・確認からは、それぞれが別個に併存しうると理解できた。まず、それぞれの〈差出↓宛先〉、また差出の構成に注目し、入村事例を想定して整理してみると、次のようになる。

請状は、〈請人↓入村先責任者〉を基本としている。差出の構成は、入村者当人や、信用のおける者の最たる存在として名主はじめ村役人が、請人に包含されうる。宛先には、入村先責任者は名主や村の直接的オーナー（新田開発人など）を挙げる。

寺請状は、宗旨証明の必要性からは〈寺↓入村者の請人〉だが、その必要性が名主にあれば直接〈寺↓入村先名主〉ともなる。寺送り状など寺院間のやりとりの前提として〈寺↓入村先名主〉の寺請状も存在した。

送り状は、〈出村元名主↓入村先名主〉という名主間のやりとりが基本である。差出には当人や親類・縁者あるい

は五人組を含む。

これらの相互関係については、名主はじめ村役人の具体的な作業の必要や現実的な効率性のため、寺請状や送り状に機能の複合・包摂が生じていく、という傾向を指摘しておく。

以上をふまえれば、史料二二は次のように理解できる。まず身元保証の根拠の所在は、別に存在したであろう請状にある。宗門人別帳類への記載の加除は現実的な必要から確かに存在するが、それ以上の意味を持たず、宗門人別帳類への記載自体が身元保証の根拠とはならなかったためである。それは、史料二二の中に請状的要素の包摂を見出せないことから明らかである。当時の送り状は、いわば荷物に付される荷札のようなもので荷物やその代金の受取・支払を証明する受領証・領収証ほどに重視されなかった、という比喩で位置づけられよう。そのために当時の送り状が、あまり保存されず伝存しづらかった、と考えられる。

このことは翻って請状の重要性を示唆する。まず、身元保証の場において〈出入村対象者が「慥成者」であること〉を求める制度的な前提が存在したため、身元保証を具体的に表現する請状は重視された。さらに、引越であれ縁付であれ入村は、村の構成員確保の意志が強いほど、名主や開発人（ひいては領主）との一種の〈契約〉とするその程度を強め、その契約への違反（入村しないことや入村した後で失踪すること等）に対する保証が求められた。この契約の直接証拠（証書）として請状は重視され、この契約性故に請状がよく伝存したのではないかと考える。

請状は、はじめ、その保証履行の現実性が問われたため保証内容が年貢等并済や代人確保など具体性を帯びていたが、対象者を保証する請人・証人に名主等村役人を置くことで信用の程度が高まると（同時に請人・証人が対象者を必ずしも〈よく知っている〉わけではないことも進行しようが）、対象者の身元保証の内容は「慥成者」や対象者との関係性を示す「当村御百姓」といった語で代表されていく。この事態の進行と、名主はじめ村役人による具体的な

人別改め・宗門改め等の作業また厳密化された宗門人別改め等の作業を経ることで、作業の効率化や簡略化が志向される。このとき、請状とは別の場面・過程で必要とされた諸文書——寺請状や送り状の中に、請状の要素が包摂されていき、請状と区別しづらい文書も発生してくる。加えて、宿村や町の構成員であるために人別帳・宗門改（帳）の記載・受検が求められ、この条件が制度的な前提である「儲成者」であることに被さり、逆に「儲成者」であるためには人別帳・宗門改（帳）の記載・受検を必要とするようになる。

このように身元保証の内容が変化することで、身元保証のあり方自体が変化するのではないだろうか。

おわりに

はじめに述べた宗門人別送り状の機能や形成に関する疑問への明確な回答を導き出せなかったが、およそ次のこととは指摘できよう。なお、宗門人別送り状の機能については、既に一3で仮説を述べておいたが、その仮説は宗門人別送り状の形成を明らかにすることで検証される。よって、先に宗門人別送り状の形成から概観していく。

宗門人別送り状の形成は、まず宗門人別改め制度の確立期と言われている寛文末には求められなかった。同時期に、いわゆる宗門人別送り状が見出せないという現象は、理解の誤りではなく、まだ宗門人別送り状が存在しないことを示している。よって、宗門人別送り状は、必ずしも宗門人別改め制度と同時に成立するものではない。ただし、単に宗門や人別を送るための文書——送り状が存在しなかったわけではない。散見される、その送り状は、身元保証の機能を持たないために単独では機能せず、引越・縁付といった入村の過程の中で送り状以前に身元保証の機能を果たす

文書を必要とした。宗門人別改め制度の確立前において、その身元保証の機能を果たす文書は、入村請状等の請状であった。請状では、基本的に対象者が「慥成者」であることを証明するが、本来は入村であればその契約の履行を保証し違反への代償を確保するものであった。この契約証書的な重要性が、単なる送り状よりは(古い)請状を伝存させ、相対的に送り状は重視されず伝存しづらかったと思われる。引越・縁付といった入村に関する請状は、寛文末の宗門人別改め制度整備に対応し宗門人別帳類に関する名主の事務遂行の中で進んだと思われる文書の簡略化・効率化により、それまでの内容からじよじよに変質した。請状的要素・機能を持ちうる送り状——宗門人別送り状が形成された。その形成過程においては、おそらく一村内で完結しない百姓の活動の現状等の影響から、村役人ないし村における宗門人別帳類の主體的な位置づけの進行があり、村役人ないし村が百姓の移動を可能にするような身元保証のあり方の変化が推測できる。このような状況に対応して、正徳六(一七一六)享保元)年高札で「人別帳并宗門改にもれ候もの」の存在を許さない旨の法令的な宣言があった。それまでの身元保証の原理の基調であった請人による「慥成者」の証明に加えて、人別帳・宗門改(帳)の記載・受検が宿村や町の構成員たることの条件が被さった。この以後は確実に、特徴的要素である宗門人別の加除記載が、形成過程の宗門人別送り状に現われてくる。この意味で正徳六年は宗門人別送り状の形成についての画期の一つに数えられるが、その形成状況の区々さはドラスティックな画期の設定を妨げる。

宗門人別送り状の機能は、宗門・人別を送ることに尽きるとはいえ、元居村を除帳された本人が持参するものであっても入村先で受理される点から、本人の身元を保証する機能をも持ち合わせている。前述の形成過程によれば、3の仮説に示した宗門人別送り状の保証書の機能や単体での機能の完結性は、(入村)請状に求めることができ、請状の機能から形成されたといえる。その機能の潜在化は、送り状への請状の包摂化の過程から理解できよう。宗門人

別帳類の記載に宿村や町の構成員としての証明が求められることは近世を通して存在した身元証明のあり方ではなく、そういったあり方を当然とする意識の形成前に身元証明の機能を果たしていた文書は請状であった。請状は、宗門人別送り状の淵源の一つとして挙げることができる。

宗門人別送り状の成立は、宗門人別帳類への記載を存在証明の根拠とする意識を定着させただろうが、それ以前の存在証明の基調であった「懺成者」の内容が全て宗門人別帳類への記載で置き換わったわけではないだろう。宗門人別送り状のやりとりの担い手は名主はじめ村役人だが、対象者の属性や周囲との関係性やその連続性といった「懺成者」の内容の具体的な証明は村役人よりも親類・縁者（近親者）や五人組がおこなったのではないか。換言すれば、宗門人別帳類に記載されている公的な側面を意識しつつも、「懺成者」を証明する際には具体的な人間関係や問題発生時の請負という個別請状関係が持続しているのではないか。つまり、「懺成者」を証明する者の範囲が、より狭い人間関係に限られ、この点でも請状が潜在化した可能性がある。宗門人別帳類への記載という公的な側面は、請状の差出に村役人が含まれる場合、特に意識されるだろう。

これは、宗門人別帳類への記載を存在証明の根拠とする百姓個人の村による請負の一方で、村の中に個別的な請負関係が内在することを意味する。村が対外的に請け負いつつも実質は村が請け負うのではなく、個別的な人間関係の中で請人が請け負うため村は損害を受けない、という構造が存在した可能性を指摘しておく。

以上が本稿の課題への回答ではあるが、議論の複雑と冗長は筆者の能力不足による分析の不十分さに起因する。そもそも限られた地域の事例による検討であり、事例の豊富化をはじめ、入村関係文書と同時期の宗門人別帳類・土地帳簿ほか諸帳簿類との対照、村における宗門人別帳類の主體的な位置づけの進行の具体相、等等問題をもく残している。より詳細な検討と明確な議論の展開は、今後の課題としたい。

註

(1) 「宗門送り状の書式と「案書」——所蔵史料目録第四十
四集の整理を終えて」『史料館報』第四五号、一九八六
年九月。

(2) 東京都小平市小川家文書 (小平市中央図書館収蔵、番号
は「小川家文書目録」上・下巻〔小平市教育委員会、一
九八六年三月〕より、以下「武州小川家文書」) B二・
一四〇、状・包紙。丸番号・枠線・傍線は筆者による加
筆。また文中「」は原文書での改行位置を示し、体裁
を想像する目安として筆者が必要と判断した場合のみ付
した。いずれも以下同。

(3) 以下、「送り状」等とも略記する。なお、先行研究で
「送り手形」「村送り文書」等の表現で指し示されている
文書も、さしあたり本稿では宗門人別送り状の範疇に含
め、先行研究の原表記に従わない場合もあることを注記
しておく(原文引用は除く)。

(4) 岩月栄治氏は「村送り文書の整理——岡崎城下投町区有
文書を中心として」(『岡崎市史研究』第三号、一九八一
年二月)に「村送り文書の具体的な整理研究の指針とな
る研究参考書が比較的乏しい」と記した。いまから二
〇年近く前の成果で表明された状況は、現在も改善され

たとは言い難い。かかる状況の中で管見の限り唯一、宗
門人別送り状を正面から取り上げた研究として、山本和
子氏の「宗門送り状についての一考察」(『信大史学』第
一六号、一九九〇年十一月)が挙げられる。宗門人別送
り状と宗門人別帳との照合をおこなった優れた成果と言
える。しかし、松本藩内の一村レヴエルの分析であり、
何より浅井氏のフィールドに近く事例の豊富化という点
からは地域的偏差を抱える。

(5) 前掲の山本氏論文は、本稿の課題である宗門人別送り状
の成立にも言及するが、寺壇制度の成立から導かれる一
般的理解による位置づけにとどまる。

(6) 関山直太郎「近世日本の人口構造」(吉川弘文館、一九
五八年一月・一九六九年三月再版)など。

(7) 日本歴史学会編『概説古文学・近世編』(吉川弘文館、
一九八九年六月)第一・五・5宗門・人別加除証文(浅
井潤子氏執筆担当)。

(8) 柳沢信哉家文書(学習院大学史料館所有・五郎兵衛記念
館寄託、番号は「信州佐久郡五郎兵衛新田村柳沢家文書」
(一)〜(三)(学習院大学史料館、一九七五年十二月)
一九八二年三月)より) E一三・一二、状。

(9) 長野県北佐久郡浅科村矢島区有文書 E一・一三(五郎兵

衛記念館収蔵、番号は「矢鳥区有古文書目録」〔浅科村教育委員会、一九九三年三月〕より、以下「矢鳥区有文書」、状・包紙入。

(10) 柳沢信哉家文書E二五三、状。

(11) 五郎兵衛新田村役場文書E二・一四（五郎兵衛記念館収蔵、番号は「五郎兵衛古文書目録・第一集」〔浅科村教育委員会、一九八一年三月〕より、以下「五郎兵衛役場文書」）、「天保三辰年正月、御用向留書」〔横長・一つ綴〕。

(12) 五郎兵衛役場文書E二・二九、「弘化四未年正月、御用向留書」〔横長・かぶせ綴〕。

(13) 宗門人別帳での記載を確認すれば、たしかに肩書が変更され、御用留の記載に対応していた。すなわち、弘化二年の「巳浄土宗人別書上」〔五郎兵衛役場文書F一・四五九〕では、久右衛門は当主で持高二石四斗六升九合の三三才（もと久五郎、途中から年齢誤記、実は四二才カ）、同人母ゆふ七七才、同人倅久作一三才（先妻の子）、「同人下女、よし」三三才、の一家四人となっていた。それが、弘化三年の「午浄土宗人別書上」〔五郎兵衛役場文書F一・四六九〕では、年齢が一才ずつ加算された以外、同家の記載に変更なく、ただ「同人下女、よし」の肩書部分に付箋があり、付箋に「同人女房」とあった。さら

宗門人別送り状の成立（五島）

に弘化四年の「未浄土宗人別書上」〔五郎兵衛役場文書F一・四七八〕では、やはり同家の構成に変更はなく、「よし」の肩書は「同人女房」となっていた。おそらく弘化四年の宗門人別帳を作成する際、前年の宗門人別帳へ付箋を貼り、肩書の訂正をおこなったと考えられる。

(14) 「徳川禁令考・前集」第六（創文社、一九五九年九月）・四〇四二（引書・撰要水久留）は、天保一四（一八四三）年時（天保人別制度改正期）に江戸の町名主らが出した、人別送りについての伺い書類を含む。うち、江戸からの送り状類への名主実印捺印の是非などをめぐる議論の中に「人別送之儀ハ、其当人村方除帳ニ相成候当人持參致候上、家主江相預候」という一節がある。傍線のような人別送りの仕組み自体の危うさを名主らは心配しているが、結局名主らの提案を容れない判断が下される。その判断の根拠が「送り書之儀ハ、是迄逆も同様之儀」という従来からの慣習であった。ここでは議論の内容はさて置き、傍線に示された人別送り状が当人によって持参される点と、それが天保当時は慣習化していた点に注目しておきたい。

(15) 長野県小諸市荒町庄屋役用箆筒文書・小山正邦家保管分九三（横浜開港資料館収蔵マイクロフィルム紙焼本）

205131)、「天保十五甲辰年ヨリ 人別送り書控帳 庄屋柳田五兵衛」(横長・二つ綴)のうち。

(16) 柳沢信哉家文書E三三三、状。

(17) 柳沢信哉家文書E一七三、状。押印の存在は、破り取りを逃れて残存する印影の部分から推定。

(18) 長野県小諸市荒町小山正邦家所蔵文書・戸口二八二(文書番号は「横浜関係史料所在目録・第2集・長野県その1」(「横浜開港資料館、一九八五年三月」による)、「引取一札之事」(小諸荒町庄屋清助、五郎兵衛新田名主所左衛門宛)。もし、送り状発行後かつ通送以前に破談となったとすれば、両村に同時に送り状・返書が伝存することはなく、即座に廃棄されるのではないか。

(19) 註(4) 既掲の山本氏論文でも、この点は述べられていない。

(20) 「徳川禁令考後集」第二(創文社、一九六〇年六月)・刑律條例之部行刑條例二五。

(21) 時期についての指摘はないが、送り状が宗門人別帳へ反映されないことの指摘は、註(4) 既掲の山本氏論文にある。

(22) フィールドに取り上げる各村は、およそ幕領・準幕領(甲府徳川氏領など) または譜代藩領であり、幕府の出

す法令に比べ極端に異質な法令が布かれたことはないかと推測される。この点でフィールドの選択は、さほど不当ではないと考える。

(23) 武州小川家文書B二・一、状。

(24) 武州小川家文書B二・九一、状。

(25) 註(2) 既掲「小川家文書目録」の解説。以下、小川村の基本的な知見は同書に拠った。

(26) 武州小川家文書B二・七四、状。端裏に「寅年 庄兵衛 請状」とあり。

(27) 武州小川家文書B二・八五、状。駒木野村九兵衛の例。

(28) 「りちぎ」の表現を使う例はあまり多くはないが、例えば前掲の武州小川家文書B二・八五や同B二・七〇(寛文一〇(一六七〇)年の市兵衛の例)に見ることができ

る。

(29) ただし、例えば一年あたりの件数が多い明暦期の入村請状は筆跡が一樣ではなく、また小川家の立場を考えても、小川家が文書の本文を認め入村者および関係者が捺印するといったことは考えられない。

(30) 「信濃史料」第二八巻(信濃史料刊行會、一九六七年七月) 九二頁、柳澤文書、北佐久郡浅科村・柳澤信哉氏所蔵。変体仮名・旧字は当用の仮名・漢字になおした。註

(8) 既掲の柳沢信哉家文書の目録では見出せない。

元禄八年亥三月

文右工門[㊦]

(31) 斎藤洋一「五郎兵衛新田と被差別部落」(三一書房、一

九八七年一月)等によれば、五郎兵衛新田で最初の検

地がおこなわれるのは寛永一〇(一六三三)年であり、

その後も開発対象の変化をともないつつ元禄頃まで開発
が進んでいる。以下、同村に関する基本的な知見は斎藤

前掲書に拠った。なお、同村に関する先行研究は、斎藤

洋一「五郎兵衛新田村研究の前進のために」(水と村の

歴史・信州農村開発史研究所紀要)創刊号、一九八三年

一月)に整理されている。

(32) 柳沢信哉家文書D一三五五・一三五六。

(33) 大石氏「近世村落の構造と家制度増補版」(御茶の水書

房、一九七六年八月)第四章。この文書も現在は柳沢信

哉家文書の中に見出せないため、大石氏の著書より左に
引用しておく。

「 進上申一札之事

一、吉兵エと申者、我等縁者にて同郡落合村ニ罷在候、

当村江引越小作つくり世渡り仕度由申間、我等共屋

敷ニ抱置申度候、右吉兵エ之儀ニ付、何処之六ヶ敷

義出来申候共、拙者共埒明、村中六ヶ敷ニ掛申間敷

候、我等屋敷ニ御置可被下候、為後日一札仍而如件

宗門人別送り状の成立(五島)

惣右工門[㊦]

清兵エ[㊦]

右吉兵エ、宗旨之儀ハ代々浄土宗にて、当村長念寺

且那ニ紛無御座候、寺請状之儀ハ、惣右工門方へ取

置申候、何時成共御用次第指上ケ可申候、以上

亥三月

惣右工門[㊦]

三左工門殿

半右工門殿

市郎兵エ殿

忠右工門殿

(34) 柳沢信哉家文書E二、状。端裏に「六六一号 元禄九子

四月」面替村 門兵衛送籍書」と明治期の後筆がある。

以下、明治期の端裏記載は省く。

(35) 佐藤利男家文書、村方文書・私文書六(番号は「五郎兵

衛新田古文書目録・第四集」(浅科村教育委員会、一九

八三年三月)より)「正徳三歳三月、信濃國佐久郡五郎

兵衛新田村巳宗門御改帳」、豎。

(36) 柳沢信哉家文書E五、状。

(37) 柳沢信哉家文書E六、状。

(38) 史料一六の差出には肩書がないが、少し時期が下った次

の關係文書によれば、少なくとも一人は村役人、一人は対象者の証人である。

進上申一札之事

一、当村半右衛門義、只今迄其御村ニ被差置被下候所、其上此度往還ばた茂左衛門地内へ罷出申度由願申ニ付、拙者共加判證文御取り出し可被成旨、御尤ニ存候、依之向後半右衛門儀者不及申、妻子未迄如何様之六ヶ敷仕出し申候共、其御村六ヶ敷ニハ少シ茂掛申間敷候、然上者御 公儀様御條目之義者不及申ニ何様ニ付、不届キ成義申候ハ、何時不限御改次第何方へ茂引取可申候、為後日之、名主年寄加判一札仍而如件

佐久郡大久保村庄屋

享保五年子之三月十一日

半太夫[㊟]

五郎兵衛新田村名主

同所組頭

次兵衛[㊟]

三左衛門殿

同

伊太夫[㊟]

御年寄衆中

同所證人

八太夫[㊟]

(柳沢信哉家文書E一一、状)

右の文書は、半右衛門が往還端(彼の五郎兵衛新田内の請人の一人である茂左衛門の所持地内)に出たい、と申し出た際に、入村時と同じように何か問題が発生した

時の対処を約束する内容である。宝永時の引越(契約)を更新するためか、あらためて証文が出されたようだが、いまはその差出に注目しておく。すなわち、享保五(一七二〇)年時点では、傍線部の通り、伊太夫は組頭、八太夫は証人の肩書を持つ。なお、鶴久保が大久保村の枝郷だとすれば、史料一六の差出は枝郷の組頭であり名主ではない。右の文書は、引越(契約)の有効性確認のため大久保村の名主を含めた村役人があらためて発行した意味を含むかもしれない。

(39) 検地帳等の土地帳簿も利用可能だが、水呑として入村する者については追跡できない。

(40) 柳沢信哉家文書E三二、状。

(41) 長野県北佐久郡浅科村小泉トヨ子家文書A五(五郎兵衛記念館取蔵、番号は「矢島村古文書目録」(浅科村教育委員会、一九九五年三月)より、以下「小泉トヨ子家文書」、状。端裏に「春日村、兵左衛門證文」と記載がある。

(42) 小泉トヨ子家文書A六、状。中居村平右衛門の例。端裏記載も同形式で「ふじまき、平右衛門證文」とある。仮名遣いなどにA五との相違はある。

(43) 小泉トヨ子家文書A二一、状。端裏に「仲右衛門落着手

形」とある。

- (44) 長野県小諸市平原小林七左家文書E一・九(同家蔵、番号は「信濃国佐久郡平原村小林家古文書目録」〔発行・小林七左(青木印刷所)、一九九五年九月〕より、以下「平原村小林家文書」、状。

- (45) 平原村小林家文書E一・二九、状。

- (46) 宮崎克則氏は著書「大名権力と走り者の研究」(校倉書房、一九九五年一月)の中で、近世初期ないし前期において走り者が頻出する状況を描いている。瑣末的なことだが走り先は必ずしも新田ではなく、しかし走り者を吸着する開発状況の存在を確認できるだろう。

- (47) 「長野県史近世史料編第一巻(一)東信地方」(長野県史刊行会、一九七二年二月)四五六、小県郡長門町立岩・須藤克巳氏所蔵。当時甲府宰相領。本文書の形状は、長野県立歴史館収蔵の写真版で確認した。

- (48) なお、他の事例報告においても同様な傾向を確認した。例えば既掲註(4)岩月氏論文では、直接の言及がないものの、一文書群中の、いわゆる送り状の出現上限を知ることができる。同氏は、岡崎城下投(なぐり)町区有文書に残存する「村送り関係文書」二〇五〇点の年代別集計を出した表を載せ、宝永五(一七〇八)年のものが

上限であったとする。氏は「村送り関係文書」として寺手形(宗門送り状)・村送り一札・親類請書に大別して同表に集計しており、それぞれの初出を寺手形が正徳期・村送り一札が宝暦期・親類請書が宝永期と看取できる。上限の宝永五年のものは親類請書である。残存した文書の中で、上限の文書の性格が親類請書に請状であり、ほぼ近い頃からの寺手形に請状が存在した、という状況は、本稿にとって重要な示唆となる。

- (49) 拙稿「幕府法令にみる百姓移動への対応——「儲成者」という条件の再発見」「学習院史学」第三七号、一九九九年三月。以下、この項で述べる制度的な側面の詳細は、右の拙稿を参照のこと。

- (50) 「教令類纂」初集巻之百五・切支丹之部、寛文十一亥年十月晦日、(勘定頭より宗門改帳之儀二付御代官江達。本文での史料の引用は「内閣文庫所蔵史籍叢刊第二三巻・教令類纂初集(三)」(史籍研究会・汲古書院、一九八二年一月)によった。

- (51) 例えば次の天和二(一六八二)年の借屋請状を挙げておく(傍線引用者)。

借屋請状之事

一、西濱町めしの次郎左衛門借屋二大工清兵衛と申仁

罷居申候、此仁従先般我才能存知候故、請人立申候、夫婦共ニ慥成仁ニて御座候、其上御法度之吉利支丹ころひたる人ニても又ハ御改之牢人ニても無之候、自然此仁ニ付、萬一如何様之六ヶ敷事出来候者、我才罷出、猶御公儀様御理り急度相濟、御町与中家主へ少も御難懸申間敷候、為其後日之借屋請状如件

天和二年

かり主
大工 清兵衛

壬戌十一月一日

三原屋
請人 吉左衛門㊦

めしの

次郎左衛門殿

(和泉国日根郡佐野村食野家文書

〔国立史料館蔵〕 A七二)

傍線部に借屋する当人を「よく知っている」ので請人に立った旨が記され、その脈絡で当人夫婦が「慥成仁」であると続く。加えて「吉利支丹」でも「牢人」でもないと説明する。この文書だけでは当人と請人の具体的な人間関係は不明だが、「よく知っている」ことを人物保証の信用の源泉として用いようとする意図は読み取れよう。

(52) 下重清「奉公人請状について——雇傭契約の浸透過程」

瀧澤武雄編「論集・中近世の史料と方法」東京堂出版、一九九一年一〇月。本文で示した条件について、同氏は慶安二(一六四九)年の京都の町触を引用して言及している。

(53) 例えば「邦訳日葡辞書」(岩波書店、一九八〇年五月)のVowvowケライ(請け負ひ)の項には、「義務を負う、または、責任をもって引き受ける」とあり、Fehenへンベン(返弁)の参照指示がある。返弁には「請け負ひたる物を返す」のように負債を支払うことの意があり、関連性を指摘できよう。

(54) 例えば「抱請」証文は、親類・縁者など同族の信用によって成り立っている。既掲註(33)の大石氏の主張によれば、本百姓と抱の関係は、他所者が居住権を得るために村内有力者(正規の村落構成員)のもとへ抱置かれ世話と保証を受ける関係である。支配・被支配の関係にも受け取れるが、このような理解だけに必ずしも収斂されないことを示したのが山崎圭氏の成果である(近世村落の内部集団と村落構造——信州における本百姓・抱関係の分析を通じて)『歴史学研究』第六七〇号、一九九五年四月)。山崎氏は、一八世紀前半までの本百姓と抱の関係と同族団の代表とそれ以外の者とした。この理解

の方が、「抱請」証文や入村請状における人間関係を自然に捉えられよう。

(55) 柳沢信哉家文書E六〇、状。

(56) 長野県史収集近世写真史料(長野県立歴史館収蔵、以下収蔵を略す)二・小・村/五七・一、立科町西塩沢・六川長三郎氏所蔵、状。

(57) 「城山町史」資料編 近世(城山町、一九九〇年三月)一一八、明暦元年九月・下川尻村(当時幕領)・小儀四郎左衛門居住の節宗旨請負手形、端裏書「小儀四郎右衛門手形」、川尻・山本利雄氏蔵。

(58) 既掲註(33) 大石氏著書第三章など参照。

(59) 「城山町史」(城山町、一九九七年三月)第一章第六節「市場の設立と人々の動向」参照。寛永末年の市場設置出入の結果、原宿市という六斎市が設けられた。

(60) 新井家文書二三四二(埼玉県立文書館収蔵、番号は「野中・新井家文書目録」〔埼玉県立浦和図書館、一九七二年三月〕より)、状。武蔵国秩父郡大田部(おおたぶ)村は、現・埼玉県秩父郡吉田町域に所在したが、荒川水系である同町中心部から地理的に隔絶されている。むしろ、群馬県側の利根川支流神流川水系で道路も群馬県側より伸び、交通・婚姻等の生活範囲も群馬県側の隣村各

方面へ広がっていた。その隣村の一つが、本文に登場する今里村で、上野国甘楽郡にあり(現・群馬県甘楽郡鬼石町)寛文郷帳では幕領・畑方四一石余、元禄郷帳以降は讓原村枝村となる。大光寺は、鬼石町大字讓原に現・真言宗の寺院として存在する。

(61) 武州小川家文書F二・七、状。大沢入村の所在は不明(青梅上成木のうち、あるいは青梅駒木野字大沢の近辺)カ。差出の延命寺は、上成木の小名・大指山傍に新義真言宗の寺院のことを指すもの(「大日本地誌体系新編武蔵風土記稿第六卷」〔雄山閣、一九六三年二月〕など)か。

(62) 武州小川家文書B二・八九、状(前欠)。前欠文書であるため、引越人四郎左衛門親子の内容や関係が判然としない。差出では最初に署名捺印する者は長右衛門で、次に「引越人」の肩書で四郎左衛門が現われる。あるいは長右衛門と四郎左衛門が親子かもしれない(どちらが親かは不明)。

(63) 先に取り上げた信州佐久郡五郎兵衛新田村の場合で、同村に残る正徳三(一七一三)年の宗門改帳(註(35)参照)と宝暦二(一七五二)年の宗門改帳(柳沢本也家文書二四三、五郎兵衛記念館収蔵、番号は註(11)既掲

『五郎兵衛古文書目録・第一集』より)のそれぞれにおける奉公人入人についての注記の変化は示唆的である(なお同村には正徳三年から宝暦二年の間の宗門改帳は伝存しない)。すなわち、正徳の宗門改帳では「同人下女：(中略)：老年切二召抱、寺請状請人方江取置候由、請状二書入させ取置申候」のように記されたのが、宝暦の宗門改帳では「同人下男：(中略)：老年季召抱、宗旨相改、請状取置申候」のように記されている。後者の「宗旨相改」の内実が、寺請状は請人が預り、奉公人請状は雇用主が取り、また入村に際しての請状を村役人が受け取る、というあり方であれば前者と変わらないが、村役人が宗門改めをおこなうことから寺請状を受け取る、というあり方に変わった可能性がある。もちろん寄留であれば宗旨のみを証明する寺請状をいちいち村役人が預かる必要はなく請人の手許にあれば十分であったが、一年間の寄留でも檀那寺の変更(宗旨送り)を必要とするようになった、という可能性もある。ただ、二つ目の可能性は、明らかに送籍を必要とするような引越・縁付の状態において寺請状を請人が預かるという、これまで確認してきた事例を、寄留として理解することになり、送籍行為が不要だったことを導きかねない。

(64) 長野県史収集近世写真史料二・幕・戸ノ一七・一、南佐久郡白田町田野口・中条武吉氏所蔵、状。「※」は同印であることを示す。

(65) 長野県史収集近世写真史料二・岩・戸ノ九・一、南佐久郡白田町中小田切・大工原徹氏所蔵、状。

(66) 信濃国更級郡今井村小林家文書A八〇三(長野市立博物館収蔵、番号は「小林家文書目録(一)」〔長野市立博物館、一九九二年三月〕より)、状。

(67) 前掲・今井村小林家文書A三〇七、状。

〔付記〕本稿は、筆者の修士論文の一部をもとにして構想されたが、直接の原型は筆者が国立史料館にリサーチ・アシスタントとして勤務していた際の国立史料館内研究会での口頭報告「宗門人別送り状の成立をめぐって」(一九九九年二月二三日)にある。高木館長や指導教官の大友助教授をはじめ、当時から現在にいたるまでの館員の皆様に、さまざまにご指導ご教示をいただいた。しかし、報告の翌年リサーチ・アシスタント職に再任して「史料館研究紀要」への執筆の機会を与えられながら、内容の不十分さから執筆を断念していた。その後、国立史料館に奉職し、若干の史料を加え、あらためて文章化を試み、

今回「史料館研究紀要」の原稿として提出できた。本文にも述べたとおりの内容の不十分さを残すことはかわらないものの、一応の結論にまでたどりつけたのは、館員の皆様のご指導・ご教示のおかげと考えている。ここに記して謝意を表す。

なお、一つの史料の型について、これほどに紙幅を費やしてなお不十分な状態は、筆者の能力不足も然ることながら、いかに史料自体とその脈絡の説明が不十分なままに放置され解明されていない現状にあるかを示していると考ええる。アーカイブズの保存と利用のための管理の学問が、その実践の中から明らかにする知見により、歴史学はじめ過去の情報を参照する多くの学問に資する基礎科学として貢献するところは未だ大きく、研究の必要性も使命も決して失われていない。その責任を果たすべく、今後とも史料管理・研究の実践に努めていきたい。